

定期生命共濟事業細則

定期生命共済事業細則

目 次

【総 則】

第1条 (通 則)	1
第2条 (共済契約の型)	1

【共済契約関係者】

第3条 (組合員と同一の世帯に属する者の範囲)	1
第4条 (生計を共にする者の範囲)	1
第5条 (被共済者となることができない職業)	1
第6条 (共済金額を制限する職業)	2
第7条 (死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い)	2

【共済契約の締結・変更等】

第8条 (共済契約の申込みの撤回)	3
第9条 (生年月日および性別の訂正)	3
第10条 (この会の実施する生命共済事業にかかる共済契約との重複)	3
第11条 (条件付加入制度)	3
第12条 (特定疾病加入制度)	4
第13条 (特例加入制度)	4
第14条 (共済掛金が未払となった場合の払込票扱い)	4
第15条 (共済掛金の払込方法の変更)	5
第16条 (指定発効日)	5
第17条 (この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)	5
第18条 (発効日における年齢が満80歳以上満85歳未満の者の共済金額の最高限度)	5
第19条 (移行契約)	6
第20条 (共済金額の減額)	6
第21条 (その他の反社会的勢力の定義)	7
第22条 (共済契約者が死亡したときの共済契約の承継)	7
第23条 (解約返戻金等の請求)	7

【共済金の請求および支払い】

第24条 (共済金請求時の提出書類)	7
第25条 (共済金の支払方法)	8
第26条 (代理人の共済金請求に関する決定通知)	8
第27条 (共済金受取人が複数いる場合の取扱い)	9
第28条 (更新または更改契約における発効前の共済事故の取扱い)	9
第29条 (更新または更改契約における共済金支払いの取扱い)	9
第30条 (生死不明の状態)	9
第31条 (重度障害の取扱い)	10
第32条 (障害等級の認定)	10

第33条（入院および通院の定義）	10
第34条（病院または診療所の定義）	11
第35条（「医師」他の定義）	11
第36条（健康保険の範囲）	11
第37条（臓器等の定義）	12
第38条（薬物依存の定義）	12
第39条（他覚症状の定義）	12
第40条（すでに罹患していた疾病の定義）	12
第41条（急激かつ偶然な外因による事故の定義）	12
第42条（がん特約治療共済金型およびがん特約治療共済金2倍型に申し込む場合の共済金額の増額の定義）	12
第43条（がん特約の取扱い）	13
第44条（同一の原因による入院の取扱い）	13
第45条（申込日以前の不慮の事故を原因とする入院または手術の取扱い）	13
第46条（基本契約共済金額の適用）	13
第47条（疾病入院特約共済金額、歳満期型疾病入院特約共済金額、災害入院特約共済金額および歳満期型災害入院特約共済金額の適用）	13
第48条（疾病手術特約共済金額、歳満期型疾病手術特約共済金額、災害手術特約共済金額および歳満期型災害手術特約共済金額の適用）	14
第49条（がん特約診断共済金額の適用）	14
第50条（がん特約入院共済金額の適用）	14
第51条（がん特約手術共済金額の適用）	14
第52条（がん特約退院共済金額の適用）	14
第53条（がん特約通院共済金額の適用）	15
第54条（がん特約治療共済金額の適用）	15
第55条（身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例）	15
第56条（入院中に共済期間が満了した場合の特例）	15
第57条（入院中に共済契約が消滅した場合の特例）	15
第58条（通院責任期間中に共済期間が満了した場合の特例）	15
第59条（通院責任期間中に共済契約が消滅した場合の特例）	15
第60条（疾病入院共済金に関する見舞金の取扱い）	16
第61条（感染症における事故日の取扱い）	16

【契約者割戻金】

第62条（契約者割戻金の割り当て）	16
第63条（据置割戻金に対する利息）	16
第64条（契約者割戻金の支払い）	16
第65条（据置割戻金の通知）	17

【インターネット扱い】

第66条（電磁的方法による共済契約の申込み）	17
第67条（電磁的方法による共済契約の手続き）	17
第68条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）	18

第69条（重複の回避） ······ 18

【事業の実施方法】

第70条（改廃） ······ 19

付 則 ······ 19

別表第1 共済契約の型 ······ 22

別表第2 各共済契約の型における共済掛金額 ······ 28

定期生命共済事業細則

【総 則】

(通 則)

第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、定期生命共済事業規約（以下「規約」といいます。）第107条（細則）にもとづき、この細則を定めます。

（共済契約の型）

第2条 規約第3条（特約等の付帯と共に済契約の種類）第4項にもとづく共済契約の型および各共済契約の型の共済掛金額ならびに共済契約の型ごとに被共済者となることのできる者の年齢は、別表第1「共済契約の型」に定めます。

2. 次の各号に定める共済契約の種類は「65歳以上専用年満期型」とします。それぞれの共済契約の型は、別表第1「共済契約の型」第4項に定めるとおりです。

(1) 2013年9月1日以前に発効する、発効時年齢を満65歳とする共済期間15年の共済契約および発効時年齢を満70歳とする共済期間10年の共済契約（いずれも基本契約に疾病入院特約および災害入院特約のみを付帯している共済契約に限ります）

(2) 2013年9月2日以後2013年10月1日以前に発効する、発効時年齢を満70歳とする共済期間15年の共済契約（基本契約に疾病入院特約および災害入院特約のみを付帯している共済契約に限ります）

3. 65歳以上専用年満期型は、第19条（移行契約）の規定によりこの会の実施する生命共済（以下「生命共済」といいます。）から移行する場合に限って契約を締結できるものとします。

4. 別表第1「共済契約の型」第5項第1号に定める型のうち男性1型、および同第2号に定める型のうち女性1型は、第19条（移行契約）の規定により生命共済から移行する場合に限って契約を締結できるものとします。なお、男性1型または女性1型の契約締結後は、別表第1「共済契約の型」第5項第3号および第4号に定める型を付帯または追加することはできません。

【共済契約関係者】

（組合員と同一の世帯に属する者の範囲）

第3条 規約第6条（共済契約者の範囲）に定める「組合員と同一の世帯に属する者」とは、社会生活上の単位として住居または生計を共にしている者をいい、必ずしも親族であることを要しません。

（生計を共にする者の範囲）

第4条 前条ならびに規約第7条（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。

（被共済者となることができない職業）

第5条 規約第7条（被共済者の範囲）第4項に定める「細則に定める被共済者となることができない職業」とは、次の各号に定めるものとします。

(1) オートテスター（自動車・オートバイ）その他これに類するもの

(2) 自動車競走選手、オートバイ競走選手、その他これに類するもの

(3) その他前2号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの

2. 次の各号の場合に限り、この会は、前項の規定を適用しません。

- (1) 規約第15条（共済契約の更新および更改）に定める更新または更改契約において、引き続き従前の共済契約と同額の範囲内で共済契約を締結する場合
 - (2) 規約第15条（共済契約の更新および更改）に定める更新または更改契約において、増額する特約ががん特約のみの場合
 - (3) 65歳以上専用年満期型または65歳以上専用歳満期型の契約を締結する場合
- (共済金額を制限する職業)

第6条 規約第44条（基本契約共済金額）第3項、第49条（疾病入院特約共済金額）第3項、第59条（疾病手術特約共済金額）第3項、第68条（災害入院特約共済金額）第3項および第78条（災害手術特約共済金額）第3項の「細則に定める共済金額を制限する職業」とは、次の各号に定めるものとします。

- (1) 前条に定める職業以外のスポーツ競技を職業とするもの
- (2) 登山家、登山ガイド
- (3) 潜水、潜函、サルベージ等に従事するもの
- (4) 木材、石材、土砂、砂利の採取、運搬に従事するもの
- (5) 坑内、隧道（トンネル）内作業に従事するもの
- (6) ハイマー、タクシー運転手
- (7) その他前6号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの

2. 次の各号の場合に限り、この会は、前項の規定を適用しません。

- (1) 規約第15条（共済契約の更新および更改）に定める更新または更改契約において、引き続き従前の共済契約と同額の範囲内で共済契約を締結する場合
- (2) 規約第15条（共済契約の更新および更改）に定める更新または更改契約において、増額する特約ががん特約のみの場合
- (3) 65歳以上専用年満期型または65歳以上専用歳満期型の契約を締結する場合

（死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い）

第7条 規約第9条（共済金受取人）第4項第2号に定める「その他細則に定める前号に準ずると認められる者」または規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項第4号に定める「その他細則に定める前3号に準ずると認められる者」とは、共済契約者と住居および生計を同一にしている等、共済契約者の日常生活に密接な関係にある者（以下「日常生活に密接な関係にある者」といいます。）をいいます。

2. 日常生活に密接な関係にある者を死亡共済金受取人または指定代理請求人に指定または変更するにあたっては、共済契約者に配偶者がいないこと、および共済契約者と被共済者が同一であること等の条件を満たす必要があります。

3. 日常生活に密接な関係にある者として同性パートナー（戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者をいいます。）を指定するにあたっては、前項の条件に加えて指定時において共済契約者と当該同性パートナーが同居していること、および当該同性パートナーに配偶者がいないことの条件を満たす必要があります。

4. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第6項に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、次の各号のいずれかのときをいいます。

- (1) 共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるとき
- (2) 共済金受取人である共済契約者に、被共済者ががんであることが告知されていないとき

【共済契約の締結・変更等】

(共済契約の申込みの撤回)

第8条 規約第12条（共済契約の申込み）第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記し、かつ署名のうえこの会に提出するものとします。

- (1) 基本契約および特約の共済金額
- (2) 申込日
- (3) 共済契約申込者の氏名および住所
- (4) 被共済者の氏名

(生年月日および性別の訂正)

第9条 規約第12条（共済契約の申込み）第7項における「細則に定める方法」とは、次の各号のとおりです。

- (1) 生命型、入院付生命型または65歳以上専用年満期型
この会は、被共済者の正しい生年月日または性別にもとづいて共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた当該共済契約の共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、または不足分を追徴します。

- (2) 65歳以上専用歳満期型
被共済者の生年月日が誤っていた場合、この会は、正しい生年月日にもとづいて共済期間の満了日を訂正します。性別に誤りがあり本来選択できない共済契約の型で共済契約を締結していた場合、この会は、正しい性別にもとづいて共済契約の型を訂正します。いずれの場合も、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、または不足分を追徴します。

(この会の実施する生命共済事業にかかる共済契約との重複)

第10条 共済契約者は、生命共済事業にかかる共済契約を締結している場合、同一の被共済者について65歳以上専用歳満期型の共済契約を締結することはできません。ただし、生命共済事業にかかる共済契約が、生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」第2項に定めるS1200型またはS3000型である場合を除きます。

(条件付加入制度)

第11条 この会は、特定の疾病につき追加の告知を求めたうえで、共済金の支払いを免責とする等の条件を付して共済契約を引き受けること（以下「条件付加入制度」といい、条件付加入制度を適用して引き受けた共済契約を「条件付加入契約」といいます。）ができます。

2. 前項の規定により共済契約を申込む場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。
3. 規約第15条（共済契約の更新および更改）の規定により共済契約を締結するにあたって、更新前または更改前の契約が「条件付加入契約」である場合には、更新契約および更改契約においても引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、「条件付加入契約」の申込日から起算します。また、第19条（移行契約）に定める移行契約の締結時も同様の取扱いとします。
4. 規約第51条（疾病入院共済金）第8項および第57条（歳満期型疾病入院共済金）第8項の規定にかかわらず、「条件付加入契約」の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。

(1) 「免責疾病」による入院を開始したときに「免責疾病」以外の疾病を併発していたとき

(2) 「免責疾病」による入院中に、「免責疾病」以外の疾病を併発したとき

(特定疾病加入制度)

第12条 この会は、特定の疾病につき追加の告知を求めたうえで共済契約を引き受けること（以下「特定疾病加入制度」といいます。）ができます。

2. 前項の規定により共済契約を申込む場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。

(特例加入制度)

第13条 共済契約者は、次の各号のいずれかに該当する共済契約の被共済者について、65歳以上専用歳満期型の契約を申し込む場合には、当該共済契約を解約することなく、新たに所定の型で共済契約を締結すること（以下「特例加入制度」といいます。）ができます。申込みにあたっては規約第12条（共済契約の申込み）および規約第13条（共済契約申込みの諾否）の規定を準用します。

(1) 2017年9月1日以前に発効した、共済期間15年または共済期間20年の65歳以上専用歳満期型

(2) 2017年9月1日以前に発効した、生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」第2項のうちS1200型またはS3000型

2. 前項の規定にかかわらず、前項各号における共済契約（当該共済契約に、更新前もしくは更改前の契約または第19条（移行契約）に定める移行をする前の契約がある場合は、その契約）の申込日から65歳以上専用歳満期型の発効日までの継続期間が2年未満であるときは、特例加入制度により65歳以上専用歳満期型の契約を締結することはできません。

3. 特例加入制度により締結できる共済契約の型は、別表第1「共済契約の型」第5項第5号に定めるとおりです。同項に定める以外の型を選択することはできません。また、特例加入制度により締結した共済契約について、第20条（共済金額の減額）に定める共済金額の減額または特約の解約、および規約第15条（共済契約の更新および更改）に定める更改をすることはできません。

(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い)

第14条 共済契約者は、規約第12条（共済契約の申込み）第4項および第16条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第18条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の払い込みができなかつた場合、規約第19条（共済掛金の口座振替）第4項、第6項および第7項、ならびに規約第115条（共済掛金の払込み）第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限ります。

2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。

(1) 支払期限は、規約第12条（共済契約の申込み）第4項に定めるとおりとします。

(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。

(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第19条（共済掛金の口座振替）第2項に定める初回掛金の振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。

3. 第2回目以後の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。

(1) 支払期限は、規約第17条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。

(2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の払い込みができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。

(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第19条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。

4. この会は、払込票扱いの共済掛金について、共済掛金領収書の発行を省略することができます。

(共済掛金の払込方法の変更)

第15条 共済契約者は、規約第16条（共済掛金の払込方法および払込期日）第1項に定める共済掛金の払込方法において、月払から年払または年払から月払に払込方法を変更することができます。

2. 前項の変更をおこなう場合、共済契約者は、この会所定の書類に必要事項を記入し、この会に提出しなければなりません。

3. 前項の申込みがあった場合、この会は、申込みのあった直後の発効日の年応当日より共済掛金の払込方法を変更します。

(指定発効日)

第16条 規約第14条（共済契約の成立および効力の発生）の規定にかかわらず、この会は、共済契約者の了承を得て、共済契約の申込日の翌日以後の任意の日を共済契約の発効日として指定（以下「指定発効日」といいます。）することができます。

2. 前項の場合において、この会が共済契約の申込みを承諾したときは、申込日において共済契約が成立したものとみなしつゝ、指定発効日の午前零時から効力が発生します。
(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)

第17条 規約第44条（基本契約共済金額）、第49条（疾病入院特約共済金額）、第54条（歳満期型疾病入院特約共済金額）、第68条（災害入院特約共済金額）および第73条（歳満期型災害入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。

(1) 疾病にかかる入院共済金額（疾病入院共済金額および歳満期型疾病入院共済金額。以下、この号では総じて「疾病入院共済金額」といいます。）および災害にかかる入院共済金額（災害入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額。以下、この号では総じて「災害入院共済金額」といいます。）

この会の実施する生命共済またはこども共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。

(2) 前号の規定にかかわらず、発効日において第6条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額各5,000円とします。（65歳以上専用歳満期型の死亡共済金額、歳満期型疾病入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額は含みません。）

(発効日における年齢が満80歳以上満85歳未満の者の共済金額の最高限度)

第18条 規約第44条（基本契約共済金額）第3項第3号に定める「発効日における年齢が満80歳以上満85歳未満」の者の共済金額の最高限度は、共済契約の種類ごとに次の各号のとおりとします。

(1) 生命型および入院付生命型 500万円

(2) 65歳以上専用年満期型 100万円

2. 規約第49条（疾病入院特約共済金額）第4項、第59条（疾病手術特約共済金額）第4項、第68条（災害入院特約共済金額）第4項および第78条（災害手術特約共済金額）第4項に定める「発効日における年齢が満80歳以上満85歳未満」の者の共済金額の最高限度は、共済契約の種類ごとに次の各号のとおりとします。

(1) 入院付生命型 5,000円

(2) 65歳以上専用年満期型 5,000円

（移行契約）

第19条 共済契約者は、被共済者について、生命共済の契約の共済期間の中途または満了後に定期生命共済の契約に変更しようとする場合には、生命共済の契約について解約または満了すると同時に定期生命共済の契約を締結することができます。

2. 前項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。

3. 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。

4. 共済契約者は移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第16条（共済掛金の払込方法および払込期日）第5項および第17条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。

5. 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

6. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。

7. この会は、移行契約において、第28条（更新または更改契約における発効前の共済事故の取扱い）および規約第15条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。

（共済金額の減額）

第20条 共済契約者は、規約第21条（共済金額の減額）の規定により基本契約および特約の共済金額の減額または特約の解約をおこなう場合には、この会所定の書面に署名のうえ、提出しなければなりません。

2. 前項の規定により共済金額を減額する場合の減額の単位は、共済契約の種類ごとに次の各号のとおりとします。

(1) 生命型および入院付生命型

共済金額の減額の単位は、別表第1「共済契約の型」第1項、第2項および第3項に定める型のうち、減額をおこなう共済契約の発効時年齢において発効可能な型とします。なお、疾病入院特約、疾病手術特約、災害入院特約および災害手術特約のいずれかの特約の共済金額の減額または解約があった場合には、すべての特約について同時に同額の共済金額の減額または解約をするものとします。

(2) 65歳以上専用年満期型

共済金額の減額の単位は、別表第1「共済契約の型」第4項に定める型とします。

(3) 65歳以上専用歳満期型

共済金額の減額の単位は、別表第1「共済契約の型」第5項第1号から第4号に定める型とします。ただし、男性1型以外の型から男性1型に、女性1型以外の型から女性1型に減額することはできません。

(その他の反社会的勢力の定義)

第21条 規約第15条（共済契約の更新および更改）第5項第3号アに定める「その他の反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいい、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団を含みます。

(共済契約者が死亡したときの共済契約の承継)

第22条 規約第22条（共済契約による権利義務の承継）第3項に定める「被共済者が承継することが困難な場合」とは、被共済者が承継する意思のないときまたは共済契約者になることができないときをいいます。

(解約返戻金等の請求)

第23条 規約第21条（共済金額の減額）、第33条（共済契約の失効）、第34条（共済契約の解約）、第37条（告知義務違反による共済契約の解除）、第38条（重大事由による共済契約の解除）または第39条（共済契約の消滅）にもとづき解約返戻金を請求する場合（あわせて他の返戻金または割戻金を請求する場合を含みます。）、共済契約者は、この会所定の解約届兼返戻金請求書またはその他の請求書と共に共済契約者の印鑑登録証明書を提出しなければなりません。

2. この会は、前項の規定にかかわらず、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

3. この会は、解約返戻金およびその他の返戻金を規約第19条（共済掛金の口座振替）第1項第1号に定める指定口座に支払うことができます。

【共済金の請求および支払い】

(共済金請求時の提出書類)

第24条 規約第27条（共済金の支払請求）にもとづく提出書類は、この会所定の共済金支払請求書と次の各号のとおりです。

(1) 死亡共済金	死亡診断書（死体検査書） 死亡共済金受取人と被共済者の続柄・受取人順位等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票等） 死亡共済金受取人の印鑑登録証明書 委任状 委任者の印鑑登録証明書
(2) 重度障害共済金	障害診断書 共済金受取人の印鑑登録証明書
(3) 疾病入院共済金、疾病長期入院共済金および歳満期型疾病入院共済金	診断書（治療証明書）
(4) 疾病手術共済金および歳満期型疾病手術共済金	診断書（治療証明書）
(5) 災害入院共済金、災害長期入院共済金および歳満期型災害入院共済金	診断書（治療証明書） 不慮の事故であることを証する書類
(6) 災害手術共済金および歳満期型災害手術共済金	診断書（治療証明書）

	期型災害手術共済金	不慮の事故であることを証する書類
(7)	がん特約共済金	診断書（治療証明書）

*上記書類のうち、「死亡診断書（死体検査書）」「障害診断書」「診断書（治療証明書）」については、この会所定の様式によるもので、診断書（検査書）または証明書の原本を提出しなければなりません。

2. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人、および同第6項に定める代理請求人のいずれかが共済金を請求する場合は、前項に定める書類に加えて次の各号の書類を提出しなければなりません。なお、指定代理請求人が請求するときは、第1号から第3号の書類の提出で足りるものとします。

- (1) 共済契約者または共済金受取人に、第7条（死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い）第4項に定める事情があることを示す書類（診断書等）
- (2) 第7条（死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い）第4項第1号に定める事情によるときは、共済契約者または共済金受取人に成年後見人等が登記されていないことの証明書
- (3) 共済契約者または共済金受取人と、指定代理請求人または代理請求人の続柄等が確認できる書類（住民票等）
- (4) 指定代理請求人に、規約第10条（共済金受取人の代理人）第6項第1号に定める事情があることを示す書類（住民票、診断書等）
- (5) 代理請求人の印鑑登録証明書
- (6) この会所定の念書

3. この会は、前2項の規定にかかわらず、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

（共済金の支払方法）

第25条 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項、第6項および第28条（共済金の支払い）第1項に定める「細則に定める方法」とは、この会の事務所にて支払う方法またはこの会が指定する金融機関等の口座に振り込む方法とします。

2. 前項の規定によりこの会が指定する金融機関等の口座に共済金を振り込む場合、振込先は共済金受取人の名義の口座とします。ただし、共済金受取人の代理人が共済金を請求する場合、代理人は、次の各号のとおり共済金受取口座を指定するものとします。なお、規約第19条（共済掛金の口座振替）に定める口座振替により共済掛金を払い込んでいる場合、共済金受取人または代理人は、同第1項第1号に定める指定口座を指定することができます。

- (1) 共済契約者に被共済者のがんの告知がされていないときにがん特約の共済金を代理請求する場合は、代理人の名義の口座
- (2) 前号以外の事情による代理請求の場合は、共済金受取人の名義の口座
ただし、規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項第1号から第3号に定める指定代理請求人が共済金を請求する場合で、この会の了承を得たときは、指定代理請求人の名義の口座を指定できます。

3. この会は、規約第2条（事業）に定める基本契約および特約ごとに共済金を支払うことができます。

（代理人の共済金請求に関する決定通知）

第26条 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項および第6項の規定により、代理人から共済金の請求があった場合には、共済金の支払いの有無にかかわらず、当該請求に関するこの会からの決定は、代理人に通知します。

(共済金受取人が複数いる場合の取扱い)

第27条 この会は、規約第9条（共済金受取人）第14項に定める代表者が共済金受取人全員分の委任状を取得できないときは、委任状が取得できない共済金受取人分に相当する額を差し引いた共済金額を代表者に対して支払います。

(更新または更改契約における発効前の共済事故の取扱い)

第28条 この会は、規約第15条（共済契約の更新および更改）に定める更新または更改の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合において、従前の契約では規約第20条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う特約を付帯しておらず、新たに同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。

2. 前項の規定にかかわらず、生命共済の契約のうち65日以上不担保入院特約を付帯する契約から移行して規約第20条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約を付帯する契約を締結した場合は、共済金を支払いません。ただし、65歳以上専用年満期型に移行した場合の長期入院共済金および65歳以上専用歳満期型に歳満期型災害手術特約を付帯して移行した場合の歳満期型災害手術共済金は支払います。

(更新または更改契約における共済金支払いの取扱い)

第29条 規約第15条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改契約における共済金支払いの取扱いは次の各号のとおりです。

- (1) 更新前または更改前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金を支払います。
- (2) 前号に当てはまらない部分については、更新または更改の申込日から起算して共済金を支払います。
2. 更新または更改をした契約における各共済金の支払限度日数の判断は、当該契約における入院日数と更新前または更改前の契約の共済期間中の入院日数を通算のうえおこないます。ただし、移行契約の場合、規約第51条（疾病入院共済金）第4項、第57条（歳満期型疾病入院共済金）第4項、第70条（災害入院共済金）第2項および第76条（歳満期型災害入院共済金）第2項の、通算して1000日を限度とする規定は、移行契約発効日以後の入院日数のみ通算します。
3. 被共済者の入院中に移行契約が発効した場合、規約第52条（疾病長期入院共済金）第1項および第71条（災害長期入院共済金）第1項における「共済期間中に継続して270日以上となった場合」の判断は、移行前の契約の共済期間中の入院日数と通算のうえおこないます。
4. 被共済者が生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定める更新年齢の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、定期生命共済の契約に移行し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をともなう場合において、この会は、その共済金額の増額分について、規約第46条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項、第57条（歳満期型疾病入院共済金）第2項および第66条（歳満期型疾病手術共済金）第2項の規定は適用しないことができます。

(生死不明の状態)

第30条 この会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、規約第29条（生死不明の場合の共済金の支払い）にもとづき次の各号に掲げる日において被共済者が死亡

したものとみなして規約第46条（死亡共済金および重度障害共済金）の規定を適用します。

（1）被共済者が失踪宣告を受けたとき

普通失踪においては7年間の期間が満了したとき、特別失踪においては死亡の原因となるべき危難の去ったときに被共済者が死亡したものとみなします。

（2）被共済者が船舶または航空機の事故またはその他の危難に遭い、その生死が、危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき

ア. 航空機の事故の場合 30日

イ. 船舶の事故の場合 3カ月

ウ. ア、イ以外の危難の場合 1年

その危難の去ったときに被共済者が死亡したものとみなします。

ただし、それぞれの期間が経過する前であっても、被共済者が死亡したものと認められるときは、死亡共済金を支払うことができます。

2. 前項の規定により、死亡共済金受取人が死亡共済金を受け取る場合において、当該死亡共済金受取人は、この会に対して規約第29条（生死不明の場合の共済金の支払い）第2項の規定に同意する念書を提出することを要します。

（重度障害の取扱い）

第31条 規約別表第1「重度障害の定義」における「身体障害」には、不慮の事故を直接の原因とする非器質性精神障害を含むものとします。

2. この会は、次の各号のいずれかに該当する場合、重度障害について症状が固定したものとみなします。

（1）疾病により、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき

（2）不慮の事故により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき

（3）不慮の事故により事故日から2年を超えて公的な障害認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から2年目において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします。）

（障害等級の認定）

第32条 規約第46条（死亡共済金および重度障害共済金）における重度障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じておこないます。

（入院および通院の定義）

第33条 規約第51条（疾病入院共済金）、第52条（疾病長期入院共済金）、第57条（歳満期型疾病入院共済金）、第70条（災害入院共済金）、第71条（災害長期入院共済金）、第76条（歳満期型災害入院共済金）、第93条（がん特約入院共済金）および第97条（がん特約治療共済金）における「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 前項における「入院」に該当するかどうかは、主治医の判断だけでなく、この会において治療内容、他覚的所見の有無、生活状況等を確認のうえ、入院時の医学的水準等に照らして判断します。入院中に「入院」に該当しなくなった場合、入院は終了したものとみなし、「入院」に該当しなくなった日の前日を退院日とします。

3. 規約第96条（がん特約通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診その他これに類する手段により、診

察、投薬、処置、手術その他の治療を医師の指示により受けることをいい、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの場合は通院には該当しません。

4. 第1項の規定にかかわらず、規約第51条（疾病入院共済金）、第52条（疾病長期入院共済金）、第57条（歳満期型疾病入院共済金）、第70条（災害入院共済金）、第71条（災害長期入院共済金）および第76条（歳満期型災害入院共済金）については、脱臼、骨折、打撲または捻挫の場合に限り、柔道整復師による施術を医師の治療に準ずるものとし、施術に関する医師の同意がある場合に限り、「医師」を「柔道整復師」と読み替えます。

5. 前4項の規定にかかわらず、健康保険の療養の給付または療養費の対象とならないものは、入院または通院と認めません。ただし、次の各号の条件をいずれも満たす場合は、この限りではありません。

(1) 傷病名が「性同一性障害」（「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」（以下「分類提要」といいます。）の分類がF64）であること

(2) 社団法人日本精神神経学会『性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン』に則り診断または治療がおこなわれていること

(病院または診療所の定義)

第34条 規約第51条（疾病入院共済金）第1項、第52条（疾病長期入院共済金）第1項、第57条（歳満期型疾病入院共済金）第1項、第70条（災害入院共済金）第1項、第71条（災害長期入院共済金）第1項、第76条（歳満期型災害入院共済金）第1項、第93条（がん特約入院共済金）第1項、第96条（がん特約通院共済金）第1項および第97条（がん特約治療共済金）第1項第2号における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。

2. 前条第4項に該当する場合には、柔道整復師の施術所について、病院または診療所に準ずるものとします。

3. 第1項に定める病院または診療所と同等であると認められる場合には、日本国外にある医療施設について、病院または診療所に準ずるものとします。

(「医師」他の定義)

第35条 規約第51条（疾病入院共済金）、第57条（歳満期型疾病入院共済金）、第70条（災害入院共済金）、第76条（歳満期型災害入院共済金）、第91条（悪性新生物または上皮内新生物の診断確定）、第93条（がん特約入院共済金）および別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、医療法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。

2. 第33条（入院および通院の定義）における「柔道整復師」とは、柔道整復師法に定める柔道整復師とします。

(健康保険の範囲)

第36条 第33条（入院および通院の定義）第5項、規約第61条（疾病手術共済金）第6項および第66条（歳満期型疾病手術共済金）第6項における「健康保険」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。

(1) 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）

(2) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）

(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）

(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）

(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号）

(6) 船員組合法（昭和22年9月1日法律第100号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）

(臓器等の定義)

第37条 規約第51条（疾病入院共済金）第10項、第57条（歳満期型疾病入院共済金）第10項、第61条（疾病手術共済金）第6項および第66条（歳満期型疾病手術共済金）第6項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髓および皮膚をいいます。

(薬物依存の定義)

第38条 規約第53条（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第3号および第72条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第3号における「薬物依存」とは、分類提要の分類（F11～F19）によります。ただし、次の各号の場合を除きます。

(1) 医療行為によってその状態に至った場合

(2) その状態に至った原因が、共済契約者、共済金受取人および被共済者のいずれの責めに帰すべき事由にもあたらない場合

(他覚症状の定義)

第39条 規約第53条（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第4号および第72条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第7号における「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。

(すでに罹患していた疾病の定義)

第40条 規約第46条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項、第51条（疾病入院共済金）第2項、第52条（疾病長期入院共済金）第2項、第57条（歳満期型疾病入院共済金）第2項、第61条（疾病手術共済金）第2項および第66条（歳満期型疾病手術共済金）第2項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。

(1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病的症状について自覚または認識していた場合

(2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合

(急激かつ偶然な外因による事故の定義)

第41条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に定める「急激かつ偶然な外因による事故」とは、次の各号の条件をすべて満たす事故をいいます。

(1) 「急激」とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。）

(2) 「偶然」とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。

(3) 「外因」とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

(がん特約治療共済金型およびがん特約治療共済金2倍型に申し込む場合の共済金額の増額の定義)

第42条 規約第37条（告知義務違反による共済契約の解除）第7項および第99条（がん特約の無効）第6項に定める「増額分」とは、がん特約診断共済金型からがん特約治療共済金型およびがん特約治療共済金2倍型に申し込む場合においては、次の各号に定めるものとします。

(1) 同じ種類の共済金の共済金額が増額となる分

(2) 規約第97条（がん特約治療共済金）第1項第2号の規定により支払いとする分

(3) がん特約診断共済金のうち悪性新生物診断共済金額と、がん特約治療共済金額の差額分（ただし、がん特約治療共済金額が悪性新生物診断共済金額より大きい場合に限ります。）

（がん特約の取扱い）

第43条 2013年9月1日以前に発効する共済契約に付帯するがん特約は、がん特約診断共済金型とみなして、規約第90条（がん特約の責任開始日）第3項および前条の規定を適用します。

（同一の原因による入院の取扱い）

第44条 規約第51条（疾病入院共済金）第5項、第52条（疾病長期入院共済金）第3項、第57条（歳満期型疾病入院共済金）第5項、第70条（災害入院共済金）第3項、第71条（災害長期入院共済金）第2項、第76条（歳満期型災害入院共済金）第3項および第95条（がん特約退院共済金）第3項における「同一の原因」による入院には、傷病名を異にするものであっても因果関係のある一連の傷病による入院を含みます。

（申込日以前の不慮の事故を原因とする入院または手術の取扱い）

第45条 この会は、被共済者が、申込日以前に発生した不慮の事故を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始した場合または手術を受けた場合、疾病を原因とする入院または手術とみなして規約第51条（疾病入院共済金）、第52条（疾病長期入院共済金）、第57条（歳満期型疾病入院共済金）、第61条（疾病手術共済金）および第66条（歳満期型疾病手術共済金）の規定を適用します。

（基本契約共済金額の適用）

第46条 規約第46条（死亡共済金および重度障害共済金）第1項における共済金額は、死亡または重度障害となったときの契約の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、65歳以上専用歳満期型の契約については、規約第46条（死亡共済金および重度障害共済金）第1項における共済金額は、死亡したときの契約の共済金額とします。

（疾病入院特約共済金額、歳満期型疾病入院特約共済金額、災害入院特約共済金額および歳満期型災害入院特約共済金額の適用）

第47条 規約第51条（疾病入院共済金）第1項、第57条（歳満期型疾病入院共済金）第1項、第70条（災害入院共済金）第1項および第76条（歳満期型災害入院共済金）第1項における各特約共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、規約第51条（疾病入院共済金）第1項、第57条（歳満期型疾病入院共済金）第1項、第70条（災害入院共済金）第1項および第76条（歳満期型災害入院共済金）第1項に定める入院の期間中に共済金額が減額となった場合には、減額となった日以後の入院期間については、各特約共済金額は、減額となった共済金額とします。

3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第70条（災害入院共済金）第1項および第76条（歳満期型災害入院共済金）第1項における各特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第51条（疾病入院共済金）第10項第2号および第57条（歳満期型疾病入院共済金）第10項第2号の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。

4. 規約第52条（疾病長期入院共済金）第1項および第71条（災害長期入院共済金）第1項における各特約共済金額は、「継続して270日となった」ときの契約の共済金額とします。

5. 前項の規定にかかわらず、規約第52条（疾病長期入院共済金）第1項および第71条（災害長期入院共済金）第1項に定める入院の期間中に共済金額を増額する契約が発効した場合には、各特約共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。
6. 第4項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第71条（災害長期入院共済金）第1項における災害入院特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第52条（疾病長期入院共済金）第5項の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。

（疾病手術特約共済金額、歳満期型疾病手術特約共済金額、災害手術特約共済金額および歳満期型災害手術特約共済金額の適用）

第48条 規約第61条（疾病手術共済金）第1項、第66条（歳満期型疾病手術共済金）第1項、第80条（災害手術共済金）第1項および第85条（歳満期型災害手術共済金）第1項における各特約共済金額は、手術を受けたときの契約の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする手術を受けた場合には、規約第80条（災害手術共済金）第1項における特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第61条（疾病手術共済金）第6項第2号および第66条（歳満期型疾病手術共済金）第6項第2号の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。

3. 65歳以上専用歳満期型への移行の申込みについても、次の各号のうち第2号に定める金額が第1号に定める金額を上回る場合は、前項に定める「共済金額を増額する契約の申込み」にあたるものとします。

（1）移行前の生命共済の契約に付帯していた手術特約の共済金額に、生命共済事業規約別表第4「手術支払割合表」で定める倍率を乗じた金額

（2）65歳以上専用歳満期型の契約に付帯している歳満期型災害手術特約または歳満期型疾病手術特約の共済金額

（がん特約診断共済金額の適用）

第49条 規約第92条（がん特約診断共済金）第1項におけるがん特約診断共済金額は、悪性新生物または上皮内新生物と診断確定されたときの契約の共済金額とします。

（がん特約入院共済金額の適用）

第50条 規約第93条（がん特約入院共済金）第1項におけるがん特約入院共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、規約第93条（がん特約入院共済金）第1項に定める入院の期間中に共済金額が減額となった場合には、減額となった日以後の入院期間については、共済金額は、減額となった共済金額とします。

（がん特約手術共済金額の適用）

第51条 規約第94条（がん特約手術共済金）第1項におけるがん特約手術共済金額は、手術を受けたときの契約の共済金額とします。

（がん特約退院共済金額の適用）

第52条 規約第95条（がん特約退院共済金）第1項におけるがん特約退院共済金額は、がん特約入院共済金の支払われる入院が20日となったときの契約の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、がん特約入院共済金が支払われる入院の期間中に共済金額を増額する契約が発効した場合には、共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。

(がん特約通院共済金額の適用)

第53条 規約第96条（がん特約通院共済金）第1項におけるがん特約通院共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、規約第96条（がん特約通院共済金）第1項に定める通院の期間中に共済金額が減額となった場合には、減額となった日以後の通院期間については、共済金額は、減額となった共済金額とします。

(がん特約治療共済金額の適用)

第54条 規約第97条（がん特約治療共済金）第1項第1号におけるがん特約治療共済金額は、悪性新生物または上皮内新生物と診断確定されたときの契約の共済金額とします。

2. 規約第97条（がん特約治療共済金）第1項第2号におけるがん特約治療共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。

(身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例)

第55条 被共済者の身体障害の状態が固定する前に共済期間が満了し、規約第7条（被共済者の範囲）第2項の定めにより共済契約を更新できなかったときは、共済期間中の不慮の事故を直接の原因とする重度障害で、事故日から2年以内に症状が固定した場合についてのみ、共済期間中の重度障害とみなして規約第44条（死亡共済金および重度障害共済金）の規定を適用します。

(入院中に共済期間が満了した場合の特例)

第56条 疾病入院特約、歳満期型疾病入院特約、災害入院特約、歳満期型災害入院特約またはがん特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、規約第7条（被共済者の範囲）第2項の定めにより共済契約を更新できなかったときは、共済期間中から継続する入院についてのみ、共済期間中の入院とみなして規約第51条（疾病入院共済金）、第52条（疾病長期入院共済金）、第57条（歳満期型疾病入院共済金）、第70条（災害入院共済金）、第71条（災害長期入院共済金）、第76条（歳満期型災害入院共済金）、第93条（がん特約入院共済金）および第95条（がん特約退院共済金）の規定を適用します。

2. 65歳以上専用歳満期型に歳満期型疾病手術特約および歳満期型災害手術特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了したときは、共済期間中から継続する入院中に受けた手術について、その入院の原因となった傷病の治療を直接の目的とする場合に限り、満了日の翌日以後に受けた手術であっても共済期間中の手術とみなして、規約第66条（歳満期型疾病手術共済金）および第85条（歳満期型災害手術共済金）の規定を適用します。ただし規約第57条（歳満期型疾病入院共済金）または第76条（歳満期型災害入院共済金）が支払われる期間中の手術に限ります。

(入院中に共済契約が消滅した場合の特例)

第57条 疾病入院特約、災害入院特約、またはがん特約を付帯する契約において、被共済者が入院中に重度障害となり、共済契約が消滅したときは、共済期間中から継続する入院についてのみ、共済期間中の入院とみなして規約第51条（疾病入院共済金）、第52条（疾病長期入院共済金）、第70条（災害入院共済金）、第71条（災害長期入院共済金）、第93条（がん特約入院共済金）および第95条（がん特約退院共済金）の規定を適用します。

(通院責任期間中に共済期間が満了した場合の特例)

第58条 がん特約を付帯する契約において、通院責任期間中に共済期間が満了し、規約第7条（被共済者の範囲）第2項の定めにより共済契約を更新できなかったときは、共済期間中から継続する通院責任期間中の通院についてのみ、満了日の翌日以後の通院であっても共済期間中の通院とみなして規約第96条（がん特約通院共済金）の規定を適用します。

(通院責任期間中に共済契約が消滅した場合の特例)

第59条 がん特約を付帯する契約において、被共済者が通院責任期間中に重度障害となり、共済契約が消滅したときは、共済期間中から継続する通院責任期間中の通院についてのみ、満了日の翌日以後の通院であっても共済期間中の通院とみなして規約第96条（がん特約通院共済金）の規定を適用します。

（疾病入院共済金に関する見舞金の取扱い）

第60条 2006年8月31日以前に発効する共済契約においては、疾病入院特約の規定にかかわらず、次に定める方法によって疾病入院見舞金を支払います。

（1）被共済者が共済期間（疾病入院特約を付帯している共済契約の共済期間に限ります。以下この項において同じです。）中に疾病の治療を目的として病院または診療所へ入院（規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に掲げる感染症による疾病的入院を除きます。）を開始し、その入院が共済期間（共済契約を更新した場合には、更新後の共済期間を含みます。）中に継続して5日以上となった場合には、疾病入院見舞金として疾病入院特約共済金額の4倍を支払います。

（2）被共済者が共済期間（疾病入院特約を付帯している共済契約の共済期間に限ります。以下この項において同じです。）中に疾病の治療を目的として病院または診療所へ入院（規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に掲げる感染症による疾病的入院を除きます。）を開始し、その入院が共済期間（共済契約を更新した場合には、更新後の共済期間を含みます。）中に継続して4日以下となった場合には、疾病入院見舞金として次の金額を支払います。

　　疾病入院特約共済金額×入院日数

2. 前項各号の見舞金の支払いは、疾病入院共済金の入院日数通算の対象とします。
3. 第1項各号の見舞金の取扱いにおいて、支払う場合、支払わない場合その他の詳細事項については、該当する規約および細則の各規定を準用します。

（感染症における事故日の取扱い）

第61条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故が発生した日として取扱います。

【契約者割戻金】

（契約者割戻金の割り当て）

第62条 規約第100条（契約者割戻金）第1項に定める「当該事業年度末に有効な共済契約」とは、事業年度の決算日の24時までの効力を有する共済契約とします。

2. 当該事業年度の決算日に有効であっても、共済掛金の払い込みがなされていない共済契約については、共済掛金が払い込まれるまで割当対象共済契約から除きます。

（据置割戻金に対する利息）

第63条 規約第100条（契約者割戻金）第2項に定める「割当日」とは、当該事業年度の決算日の翌日をいい、割当日から1年以上据え置いた据置割戻金には、据置利息をつけるものとします。

（契約者割戻金の支払い）

第64条 規約第100条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金につき、この会は、次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。

- （1）共済契約者の指定する金融機関の口座への振込みによる支払い
 - （2）第68条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い
2. 共済期間を満了した共済契約については、満了日時点の残高の据置割戻金、満了日までの未繰入れの据置利息および期中割当がおこなわれる場合の契約者割戻金の合計額を、

満了日の翌日以降に支払います。ただし、発効時年齢が満80歳以上の共済契約については、満85歳の満了日の翌日以降に支払います。

3. 共済期間中に消滅した共済契約または移行により解約した共済契約については、前項の規定を準用し、満了日を消滅日または移行により解約した日に読み替えます。
4. 前2項の場合を除き、共済期間中に終了した共済契約については、終了日時点の残高の据置割戻金および終了日までの未繰入れの据置利息の合計額を、終了日の翌日以降に支払います。
5. 共済期間中に契約者割戻金の請求がなされた共済契約については、支払請求受付日時点の残高の据置割戻金および支払請求受付日までの未繰入れの据置利息の合計額を、支払請求受付日の翌日以降に支払います。

(据置割戻金の通知)

第65条 共済契約者に対する据置割戻金残高等の通知は、事業年度ごとおよび満了時におこないます。

【インターネット扱い】

(電磁的方法による共済契約の申込み)

第66条 共済契約申込者は、規約第12条（共済契約の申込み）第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」の提出に代えて、この会の定める電磁的方法により共済契約の申込み手続きをおこなうことができます。

2. 前項の場合、共済契約申込者は、規約第19条（共済掛金の口座振替）第4項の規定にかかわらず、払い込みできなかった初回掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第2項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。なお、この払い込みができなかった場合の取扱いは、同第4項の規定を準用します。
3. 第1項に規定する共済契約の申込み手続きは、次の各号に定めるとおりです。
 - (1) 共済契約申込者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面（以下「契約情報画面等」といいます。）に規約第12条（共済契約の申込み）に定める事項を入力し、この会に送信します。
 - (2) 共済契約申込者または被共済者になる者は、契約情報画面等にこの会が提示した告知事項に対し、事実を正確に入力し、この会に送信します。
 - (3) この会は前2号で入力された事項の受信をもって、共済契約申込書が提出されたものとみなし、この日を共済契約申込書提出の日とみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法または書面で共済契約申込者に通知します。
4. 本条による申込み手続きは、この会の会員が電磁的方法による共済契約の申込みに対応している場合に限りおこなうことができます。

(電磁的方法による共済契約の手続き)

第67条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会所定の書類またはこの会が定める書式の提出に代えて、次項、第3項、第4項または第5項に定める方法により手続きをおこなうことができます。

- (1) 規約第9条（共済金受取人）第4項に定める死亡共済金受取人の指定または変更
- (2) 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人の指定または変更

- (3) 規約第23条（共済契約者の通知義務）第1項に定める共済契約者等の氏名の変更
- (4) 規約第23条（共済契約者の通知義務）第1項に定める住所の変更

2. 前項第1号に規定する死亡共済金受取人の指定または変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。

(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に指定または変更したい死亡共済金受取人の氏名および続柄等を入力し、この会に送信します。

(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

3. 第1項第2号に規定する指定代理請求人の指定または変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。

(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に指定または変更したい指定代理請求人の氏名および続柄等を入力し、この会に送信します。

(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

4. 第1項第3号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。

(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。

(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

5. 第1項第4号に規定する住所変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。

(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に変更後の住所を入力し、この会に送信します。

(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

6. 本条による手続きは、この会の会員が電磁的方法による共済契約の手続きに対応している場合に限ります。

(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)

第68条 共済契約者はこの会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで、「この会の会員の扱う電子マネーへの振替」または「この会の会員の扱うポイントへの振替」（以下、総じて「電子マネー等への振替」といいます。）とすることができます。

2. 前項に定める電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限ります。

(重複の回避)

第69条 第66条（電磁的方法による共済契約の申込み）に定める共済契約の申込みが規約第12条（共済契約の申込み）第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「こ

の会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第66条を適用します。

2. 第67条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第9条（共済金受取人）第5項および第10条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第23条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第67条を適用します。

【事業の実施方法】

(改 廃)

第70条 この細則の変更および廃止は、理事会の承認をもっておこないます。

付 則

(2009年1月22日設定)

(施行期日)

1. この細則は2009年3月1日より施行します。

付 則

(2010年1月26日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2010年3月1日より施行します。

2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2010年6月3日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は本改正が理事会の承認を得た日より施行します。

2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。

3. 第1項の規定にかかわらず、第2条第4項および第5項は2010年9月1日より施行します。

付 則

(2011年7月14日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2011年9月1日より施行します。

2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2013年1月17日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2013年9月1日より施行します。

2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。

3. 第1項にかかわらず、第25条（入院および通院の定義）の規定は、2013年（平成25年）1月18日以後に発生した共済事故から適用します。

付 則

(2013年5月30日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2013年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。
3. 第1項にかかわらず、次に掲げる改定後の規定は2013年5月31日以後発生する共済事故より適用します。

第13条（更新および更改契約の共済金支払いの取扱い）

第46条（発効日前の共済事故の取扱い）

第50条（条件付加入制度）

第51条（重度障害の取扱い）

第54条（共済金受取人が複数いる場合の取扱い）

第55条（申込日以前の不慮の事故を原因とする入院または手術の取扱い）

付 則

(2014年（平成26年）5月29日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2014年9月1日より施行します。
2. 前項の規定にかかわらず、第21条（共済金の支払方法）については、2014年7月1日より施行します。
3. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2014年（平成26年）7月10日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2014年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2015年（平成27年）7月9日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2015年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2016年（平成28年）5月26日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2016年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2017年(平成29年)5月25日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2017年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2018年(平成30年)5月24日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2018年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2019年(令和元年)5月30日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2019年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2020年(令和2年)5月27日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2020年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2020年(令和2年)11月12日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2021年1月1日より施行します。

別表第1 共済契約の型

1. 生命型における共済契約の型

区分	共済契約 の型	100万 円型	300万 円型	500万 円型	1,000万 円型	1,500万 円型	2,000万 円型	2,500万 円型	3,000万 円型
		口数	口数	口数	口数	口数	口数	口数	口数
基本契約		10	30	50	100	150	200	250	300
発効時年齢	満18歳～ 満59歳	○*1	○	○	○	○	○	○	○
	満60歳	○	○	○	○	○	○	○	○
	満61歳～ 満70歳	○	○	○	○*2	○*2	○*2	○*2	○*2
	満80歳～ 満84歳	○*3	○*3	○*3	—	—	—	—	—

* 1 100万円型については、満了する共済契約と同一内容による更新の申込みのみおこなうことができます。

* 2 満60歳までに発効した共済契約と同額範囲内で更新または更改する場合のみ選択できます。

* 3 満70歳までに発効した共済契約と同額範囲内で更新する場合または共済契約の一部を解約する場合のみ選択できます。

2. 入院付生命型における共済契約の型

区分	共済契約 の型	入院 3,000 円 + 生命 100万 円型	入院 3,000 円 + 生命 300万 円型	入院 3,000円 + 生命 500万円 型	入院 3,000円 + 生命 1,000万 円型	入院 3,000円 + 生命 1,500万 円型	入院 3,000円 + 生命 2,000万 円型	入院 3,000円 + 生命 2,500万 円型	入院 3,000円 + 生命 3,000万 円型
		口数	口数	口数	口数	口数	口数	口数	口数
基本契約		10	30	50	100	150	200	250	300
疾病入院特約		3	3	3	3	3	3	3	3
災害入院特約		3	3	3	3	3	3	3	3
疾病手術特約		3	3	3	3	3	3	3	3
災害手術特約		3	3	3	3	3	3	3	3
発効時年齢	満18歳～ 満59歳	—	—	—	—	—	—	—	—
	満60歳	○	○	○	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1
	満61歳～ 満70歳	○	○	○	○*2	○*2	○*2	○*2	○*2
	満80歳～ 満84歳	○*3	○*3	○*3	—	—	—	—	—

定期生命共済事業細則

共済契約 の型	入院 5,000 円 + 生命 100万 円型	入院 5,000円 + 生命300 万円型	入院 5,000円 + 生命500 万円型	入院 5,000円 + 生命 1,000万 円型	入院 5,000円 + 生命 1,500万 円型	入院 5,000円 + 生命 2,000万 円型	入院 5,000円 + 生命 2,500万 円型	入院 5,000円 + 生命 3,000万 円型
	区分	口数	口数	口数	口数	口数	口数	口数
基本契約	10	30	50	100	150	200	250	300
疾病入院特約	5	5	5	5	5	5	5	5
災害入院特約	5	5	5	5	5	5	5	5
疾病手術特約	5	5	5	5	5	5	5	5
災害手術特約	5	5	5	5	5	5	5	5
発効時年齢	満18歳～ 満59歳	—	○	○	○	○	○	○
	満60歳	○	○	○	○	○	○	○
	満61歳～ 満70歳	○	○	○	○* 2	○* 2	○* 2	○* 2
	満80歳～ 満84歳	○* 3	○* 3	○* 3	—	—	—	—

共済契約 の型	入院 10,000 円 + 生命 100万 円型	入院 10,000 円 + 生命 300万 円型	入院 10,000 円 + 生命 500万 円型	入院 10,000 円 + 生命 1,000万 円型	入院 10,000 円 + 生命 1,500万 円型	入院 10,000 円 + 生命 2,000万 円型	入院 10,000 円 + 生命 2,500万 円型	入院 10,000 円 + 生命 3,000万 円型
	区分	口数	口数	口数	口数	口数	口数	口数
基本契約	10	30	50	100	150	200	250	300
疾病入院特約	10	10	10	10	10	10	10	10
災害入院特約	10	10	10	10	10	10	10	10
疾病手術特約	10	10	10	10	10	10	10	10
災害手術特約	10	10	10	10	10	10	10	10
発効時年齢	満18歳～ 満59歳	—	○	○	○	○	○	○
	満60歳	○	○	○	○	○	○	○
	満61歳～ 満70歳	○	○	○	○* 2	○* 2	○* 2	○* 2
	満80歳～ 満84歳	—	—	—	—	—	—	—

* 1 満60歳で更新または更改する場合のみ選択できます。

* 2 満 60 歳までに発効した共済契約と同額範囲内で更新または更改する場合のみ選択できます。

* 3 満70歳までに発効した共済契約と同額範囲内で更新する場合または共済契約の一部を解約する場合のみ選択できます。

3. がん特約における共済契約の型

がん特約は単独では申込みできません。上記の1. 生命型における共済契約の型もしくは2. 入院付生命型における共済契約の型に対し、被共済者1人につき1つのみ任意に付帯の申込みができます。

(1) がん特約診断共済金型

区分	共済契約の型	
	がん特約診断50万円型	がん特約診断100万円型
	口数	口数
がん特約診断共済金	5	10
がん特約入院共済金	5	10
がん特約手術共済金	5	10
がん特約退院共済金	5	10
がん特約通院共済金	5	10
発効時年齢	満60歳～満70歳	満18歳～満60歳 ^{*1}

* 1 がん特約診断100万円型を満60歳までに付帯した共済契約を更新または更改する場合に限り、満61歳～満70歳でも付帯の申込みができます。

※がん診断共済金型については、同額範囲内で更新または更改する場合に限り付帯の申込みができます。

(2) がん特約治療共済金型

区分	共済契約の型	
	がん特約治療50万円型	がん特約治療100万円型
	口数	口数
がん特約治療共済金	5	10
がん特約入院共済金	5	10
がん特約手術共済金	5	10
がん特約退院共済金	5	10
がん特約通院共済金	5	10
発効時年齢	満60歳～満70歳	満18歳～満60歳 ^{*1}

* 1 がん特約治療100万円型または次号のがん特約治療200万円型を満60歳までに付帯した共済契約を更新または更改する場合に限り、満61歳～満70歳でも付帯の申込みができます。

(3) がん特約治療共済金2倍型

区分	共済契約の型	
	がん特約治療200万円型	口数
がん特約治療共済金		20
がん特約入院共済金		10
がん特約手術共済金		10
がん特約退院共済金		10
がん特約通院共済金		10
発効時年齢	満18歳～満60歳 ^{*1}	

* 1 がん特約治療200万円型を満60歳までに付帯した共済契約を更新または更改する場合に限り、満61歳～満70歳でも付帯の申込みができます。

4. 65歳以上専用年満期型における共済契約の型

(1) 2013年9月1日以前に発効する65歳以上専用年満期型

(2013年9月2日以後に更新する共済期間5年の65歳以上専用年満期型を含む)

区分 共済契約の型	1型		3型		5型	
	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	3	30万円	6	60万円	10	100万円
疾病入院特約	1	1,000円	3	3,000円	5	5,000円
災害入院特約	1	1,000円	3	3,000円	5	5,000円
発効時年齢	満65歳 満70歳 満80歳		満65歳 満70歳 満80歳		満65歳 満70歳 満80歳	

区分 共済契約の型	医療2型		医療3型		医療5型	
	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	1	10万円	1	10万円	1	10万円
疾病入院特約	2	2,000円	3	3,000円	5	5,000円
災害入院特約	2	2,000円	3	3,000円	5	5,000円
発効時年齢	満65歳 満70歳 満80歳		満65歳 満70歳 満80歳		満65歳 満70歳 満80歳	

※これらの共済契約の型は、満了する共済契約と同一内容で更新する場合または共済契約の一部を解約する場合のみ選択できます。

(2) 2013年9月2日以後に発効する65歳以上専用年満期型

区分 共済契約の型	3型		5型	
	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	6	60万円	10	100万円
疾病入院特約	3	3,000円	5	5,000円
災害入院特約	3	3,000円	5	5,000円
発効時年齢	満65歳 満70歳 満80歳		満65歳 満70歳 満80歳	

区分 共済契約の型	医療 2 型		医療 3 型		医療 5 型	
	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	1	10万円	1	10万円	1	10万円
疾病入院特約	2	2,000円	3	3,000円	5	5,000円
災害入院特約	2	2,000円	3	3,000円	5	5,000円
発効時年齢	満65歳 満70歳 満80歳		満65歳 満70歳 満80歳		満65歳 満70歳 満80歳	

※医療 2 型、医療 3 型および医療 5 型は、満了する共済契約と同一内容で更新する場合または共済契約の一部を解約する場合のみ選択できます。

5. 65歳以上専用歳満期型における共済契約の型

(1) 被共済者の性別が男性の場合における共済契約の型

区分 共済契約 の型	男性 1 型		男性 2 型		男性 3 型		男性 4 型		男性 5 型	
	口 数	共済 金額	口 数	共済 金額	口 数	共済 金額	口 数	共済 金額	口 数	共済 金額
基本契約	2	2万円	4	4万円	6	6万円	8	8万円	10	10万円
歳満期型疾病 入院特約	10	1,000円	20	2,000円	30	3,000円	40	4,000円	50	5,000円
歳満期型災害 入院特約	10	1,000円	20	2,000円	30	3,000円	40	4,000円	50	5,000円
発効時年齢	満65歳* ¹	満65歳～満70歳								

* 1 男性 1 型は、生命共済事業細則別表第 1 第 1 項に定める更新年齢の範囲を超えた場合の移行専用の型です。

(2) 被共済者の性別が女性の場合における共済契約の型

区分 共済契約 の型	女性 1 型		女性 2 型		女性 3 型		女性 4 型		女性 5 型	
	口 数	共済 金額	口 数	共済 金額	口 数	共済 金額	口 数	共済 金額	口 数	共済 金額
基本契約	3	3万円	6	6万円	9	9万円	12	12万円	15	15万円
歳満期型疾病 入院特約	15	1,500円	30	3,000円	45	4,500円	60	6,000円	75	7,500円
歳満期型災害 入院特約	15	1,500円	30	3,000円	45	4,500円	60	6,000円	75	7,500円
発効時年齢	満65歳* ¹	満65歳～満70歳								

* 1 女性 1 型は、生命共済事業細則別表第 1 第 1 項に定める更新年齢の範囲を超えた場合の移行専用の型です。

(3) 手術に関する特約（手術サポート特約）の型

区分	性別		手術サポート型
	口数	共済金額	
歳満期型疾病手術特約	20	2万円	
歳満期型災害手術特約	20	2万円	
発効時年齢	満65歳～満70歳		

※単独では申込みできません。男性1型から男性5型のいずれか、または女性1型から女性5型のいずれかへの付帯を申し込むことができます。

(4) 基本契約の追加（死亡保障上乗せ特約）に関する型

区分	性別		死亡保障上乗せ型
	口数	共済金額	
基本契約	30	30万円	
発効時年齢	満65歳～満70歳		

※単独では申込みできません。男性1型から男性5型のいずれか、または女性1型から女性5型のいずれかへの付帯を申し込むことができます。

(5) 特例加入制度における被共済者の性別ごとの共済契約の型

区分	共済契約の型		特例加入男性 1型手術特約付		特例加入女性 1型手術特約付	
	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	2	2万円	3	3万円		
歳満期型疾病入院特約	10	1,000円	15	1,500円		
歳満期型災害入院特約	10	1,000円	15	1,500円		
歳満期型疾病手術特約	20	2万円	20	2万円		
歳満期型災害手術特約	20	2万円	20	2万円		
発効時年齢	満65歳～満70歳			満65歳～満70歳		

別表第2 各共済契約の型における共済掛金額

〔金額単位：円〕

1. 生命型の共済掛金額

(1) 100万円型 (2) 300万円型

発 効 時 年 齢	100万円型				300万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	340	3,320	370	3,770	420	4,170	510	5,520
19	340	3,330	380	3,840	420	4,200	540	5,730
20	340	3,350	380	3,880	420	4,260	540	5,850
21	340	3,380	380	3,900	420	4,350	540	5,910
22	340	3,410	380	3,900	420	4,440	540	5,910
23	350	3,450	380	3,880	450	4,560	540	5,850
24	350	3,490	380	3,860	450	4,680	540	5,820
25	350	3,530	380	3,860	450	4,800	540	5,790
26	360	3,570	380	3,870	480	4,920	540	5,820
27	360	3,620	380	3,880	480	5,070	540	5,850
28	370	3,670	390	3,910	480	5,220	570	5,940
29	370	3,710	390	3,950	510	5,370	570	6,060
30	370	3,760	390	4,020	510	5,490	570	6,270
31	380	3,810	400	4,100	540	5,640	600	6,510
32	380	3,850	410	4,200	540	5,760	630	6,840
33	380	3,890	420	4,330	540	5,880	660	7,200
34	390	3,950	430	4,470	570	6,060	690	7,620
35	390	4,020	450	4,630	570	6,270	750	8,100
36	400	4,100	460	4,810	600	6,510	780	8,640
37	410	4,200	480	5,010	630	6,810	840	9,240
38	420	4,310	500	5,230	660	7,140	900	9,900
39	430	4,420	520	5,470	690	7,500	960	10,620
40	440	4,540	540	5,720	720	7,830	1,020	11,370
41	450	4,650	560	6,000	750	8,160	1,080	12,210
42	460	4,770	590	6,290	780	8,520	1,140	13,080
43	470	4,880	610	6,610	810	8,850	1,230	14,040
44	480	5,020	640	6,920	840	9,270	1,320	15,000
45	490	5,170	660	7,240	870	9,720	1,380	15,930
46	510	5,340	690	7,560	930	10,260	1,470	16,890
47	520	5,540	720	7,880	960	10,830	1,560	17,850
48	540	5,750	750	8,200	1,020	11,460	1,620	18,810
49	560	5,970	780	8,600	1,080	12,150	1,740	20,010
50	580	6,220	820	9,070	1,140	12,870	1,860	21,420
51	600	6,480	860	9,610	1,200	13,650	1,980	23,040
52	620	6,750	920	10,230	1,260	14,460	2,130	24,900
53	650	7,040	970	10,920	1,350	15,330	2,310	26,970
54	670	7,330	1,050	11,780	1,410	16,230	2,550	29,550
55	700	7,630	1,130	12,810	1,500	17,100	2,790	32,640
56	720	7,940	1,230	14,000	1,560	18,030	3,090	36,210

発 効 時 年 齢	100万円型				300万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
57	750	8,240	1,350	15,370	1,650	18,930	3,450	40,320
58	770	8,550	1,480	16,900	1,710	19,860	3,840	44,910
59	810	8,960	1,630	18,650	1,830	21,090	4,260	50,190
60	850	9,460	1,790	20,620	1,950	22,590	4,770	56,100
61	900	10,060	1,980	22,820	2,100	24,390	5,340	62,670
62	960	10,760	2,180	25,230	2,280	26,490	5,940	69,900
63	1,030	11,560	2,410	27,870	2,490	28,890	6,630	77,820
64	1,110	12,500	2,650	30,690	2,730	31,710	7,350	86,280
65	1,200	13,590	2,900	33,680	3,000	34,980	8,100	95,280
66	1,300	14,820	3,180	36,860	3,300	38,670	8,910	104,790
67	1,420	16,190	3,460	40,230	3,660	42,780	9,780	114,900
68	1,550	17,720	3,770	43,790	4,050	47,370	10,710	125,580
69	1,720	19,770	4,120	47,870	4,560	53,520	11,760	137,820
70	2,870	33,300	5,750	66,570	8,010	94,140	16,650	193,920
80	5,270	61,050	9,810	112,080	15,210	177,360	28,830	330,450

(3) 500万円型 (4) 1,000万円型

発 効 時 年 齢	500万円型				1,000万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	500	5,050	650	7,250	700	7,200	1,000	11,600
19	500	5,100	700	7,600	700	7,300	1,100	12,300
20	500	5,200	700	7,850	700	7,500	1,100	12,800
21	500	5,300	700	7,950	700	7,700	1,100	13,000
22	500	5,450	700	7,950	700	8,000	1,100	13,000
23	550	5,650	700	7,800	800	8,400	1,100	12,700
24	550	5,850	700	7,750	800	8,800	1,100	12,600
25	550	6,050	700	7,750	800	9,200	1,100	12,600
26	600	6,300	700	7,750	900	9,700	1,100	12,600
27	600	6,500	700	7,850	900	10,100	1,100	12,800
28	600	6,750	700	7,950	900	10,600	1,100	13,000
29	650	7,000	750	8,200	1,000	11,100	1,200	13,500
30	650	7,250	750	8,500	1,000	11,600	1,200	14,100
31	700	7,450	800	8,950	1,100	12,000	1,300	15,000
32	700	7,650	850	9,450	1,100	12,400	1,400	16,000
33	700	7,900	900	10,050	1,100	12,900	1,500	17,200
34	750	8,150	950	10,750	1,200	13,400	1,600	18,700
35	750	8,500	1,050	11,600	1,200	14,100	1,800	20,300
36	800	8,950	1,100	12,500	1,300	15,000	1,900	22,100
37	850	9,400	1,200	13,500	1,400	16,000	2,100	24,100
38	900	10,000	1,300	14,550	1,500	17,100	2,300	26,300
39	950	10,550	1,400	15,750	1,600	18,200	2,500	28,600

発 効 時 年 齢	500万円型				1,000万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
40	1,000	11,100	1,500	17,050	1,700	19,300	2,700	31,200
41	1,050	11,700	1,600	18,400	1,800	20,500	2,900	34,000
42	1,100	12,250	1,700	19,900	1,900	21,600	3,100	36,900
43	1,150	12,850	1,850	21,450	2,000	22,800	3,400	40,000
44	1,200	13,500	2,000	23,050	2,100	24,100	3,700	43,200
45	1,250	14,300	2,100	24,650	2,200	25,700	3,900	46,400
46	1,350	15,150	2,250	26,250	2,400	27,400	4,200	49,600
47	1,400	16,100	2,400	27,850	2,500	29,300	4,500	52,800
48	1,500	17,150	2,500	29,450	2,700	31,400	4,700	56,000
49	1,600	18,300	2,700	31,400	2,900	33,700	5,100	59,900
50	1,700	19,500	2,900	33,750	3,100	36,100	5,500	64,600
51	1,800	20,800	3,100	36,500	3,300	38,700	5,900	70,100
52	1,900	22,150	3,350	39,600	3,500	41,500	6,400	76,300
53	2,050	23,650	3,650	43,050	3,800	44,400	7,000	83,200
54	2,150	25,100	4,050	47,350	4,000	47,300	7,800	91,800
55	2,300	26,600	4,450	52,450	4,300	50,300	8,600	102,000
56	2,400	28,100	4,950	58,450	4,500	53,300	9,600	114,000
57	2,550	29,650	5,550	65,250	4,800	56,400	10,800	127,600
58	2,650	31,200	6,200	72,950	5,000	59,500	12,100	143,000
59	2,850	33,200	6,900	81,700	5,400	63,500	13,500	160,500
60	3,050	35,750	7,750	91,550	5,800	68,600	15,200	180,200
61	3,300	38,750	8,700	102,500	6,300	74,600	17,100	202,100
62	3,600	42,250	9,700	114,600	6,900	81,600	19,100	226,300
63	3,950	46,250	10,850	127,800	7,600	89,600	21,400	252,700
64	4,350	50,950	12,050	141,900	8,400	99,000	23,800	280,900
65	4,800	56,350	13,300	156,850	9,300	109,800	26,300	310,800
66	5,300	62,500	14,650	172,750	10,300	122,100	29,000	342,600
67	5,900	69,400	16,100	189,550	11,500	135,900	31,900	376,200
68	6,550	77,000	17,650	207,400	12,800	151,200	35,000	411,900
69	7,400	87,250	19,400	227,800	14,500	171,600	38,500	452,700
70	13,150	154,950	27,550	321,300	26,000	307,000	54,800	639,700
80	25,150	293,700	47,850	548,800	-	-	-	-

(5) 1,500万円型 (6) 2,000万円型

発 効 時 年 齢	1,500万円型				2,000万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	900	9,300	1,350	16,050	1,000	11,400	1,800	20,400
19	900	9,450	1,500	16,950	1,000	11,600	1,800	21,600
20	900	9,750	1,500	17,700	1,000	12,000	2,000	22,600
21	900	10,050	1,500	18,000	1,200	12,600	2,000	23,000
22	900	10,650	1,500	18,000	1,200	13,200	2,000	23,000

発 効 時 年 齢	1,500 万円型				2,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
23	1,050	11,100	1,500	17,700	1,200	14,000	2,000	22,600
24	1,050	11,850	1,500	17,400	1,200	14,400	2,000	22,400
25	1,050	12,450	1,500	17,400	1,400	15,600	2,000	22,200
26	1,200	13,050	1,500	17,550	1,400	16,400	2,000	22,400
27	1,200	13,800	1,500	17,700	1,600	17,400	2,000	22,600
28	1,200	14,400	1,500	18,000	1,600	18,400	2,000	23,200
29	1,350	15,150	1,650	18,750	1,600	19,200	2,000	24,000
30	1,350	15,900	1,650	19,800	1,800	20,200	2,200	25,400
31	1,500	16,500	1,800	21,000	1,800	21,200	2,400	27,000
32	1,500	17,250	1,950	22,500	1,800	21,600	2,400	28,800
33	1,500	17,850	2,100	24,450	2,000	22,800	2,600	31,200
34	1,650	18,750	2,250	26,550	2,000	24,000	3,000	34,400
35	1,650	19,800	2,550	28,950	2,200	25,400	3,200	37,600
36	1,800	21,000	2,700	31,650	2,400	27,000	3,600	41,200
37	1,950	22,500	3,000	34,650	2,400	28,800	3,800	45,200
38	2,100	24,150	3,300	37,950	2,600	31,200	4,200	49,600
39	2,250	25,800	3,600	41,550	2,800	33,600	4,600	54,400
40	2,400	27,600	3,900	45,300	3,000	35,800	5,000	59,400
41	2,550	29,250	4,200	49,500	3,200	38,000	5,400	64,800
42	2,700	31,050	4,500	53,850	3,400	40,400	6,000	71,000
43	2,850	32,700	4,950	58,650	3,600	42,600	6,600	77,200
44	3,000	34,800	5,400	63,300	3,800	45,400	7,000	83,600
45	3,150	37,050	5,700	68,100	4,200	48,400	7,600	89,800
46	3,450	39,600	6,150	72,900	4,400	52,000	8,200	96,200
47	3,600	42,600	6,600	77,700	4,800	55,800	8,600	102,600
48	3,900	45,750	6,900	82,500	5,000	60,000	9,200	109,000
49	4,200	49,050	7,500	88,500	5,400	64,600	9,800	117,000
50	4,500	52,800	8,100	95,550	5,800	69,400	10,600	126,400
51	4,800	56,550	8,700	103,650	6,200	74,400	11,600	137,200
52	5,100	60,750	9,450	112,950	6,800	80,000	12,600	149,600
53	5,550	65,100	10,350	123,300	7,200	85,800	13,800	163,400
54	5,850	69,450	11,550	136,200	7,800	91,800	15,200	180,600
55	6,300	73,950	12,750	151,650	8,200	97,600	17,000	201,200
56	6,600	78,450	14,250	169,500	8,800	103,800	19,000	225,000
57	7,050	83,100	16,050	190,050	9,200	109,800	21,200	252,400
58	7,350	87,750	18,000	213,000	9,800	116,000	23,800	283,000
59	7,950	93,900	20,100	239,250	10,400	124,200	26,800	318,200
60	8,550	101,400	22,650	268,800	11,400	134,200	30,200	357,600
61	9,300	110,400	25,500	301,800	12,400	146,200	33,800	401,400
62	10,200	120,900	28,500	337,950	13,400	160,200	38,000	449,600
63	11,250	132,900	31,950	377,550	14,800	176,200	42,400	502,400
64	12,450	147,000	35,550	419,850	16,400	195,000	47,200	558,800
65	13,800	163,350	39,300	464,700	18,200	216,800	52,400	618,800
66	15,300	181,800	43,350	512,400	20,400	241,400	57,800	682,200

発 効 時 年 齢	1,500万円型				2,000万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
67	17,100	202,350	47,700	562,950	22,600	268,800	63,600	749,600
68	19,050	225,300	52,350	616,350	25,200	299,400	69,800	820,800
69	21,600	255,900	57,600	677,550	28,600	340,400	76,800	902,400
70	38,850	459,000	82,050	958,050	51,800	611,200	109,200	1,276,400

(7) 2,500万円型 (8) 3,000万円型

発 効 時 年 齢	2,500万円型				3,000万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	1,250	13,500	2,250	24,750	1,500	15,600	2,400	28,800
19	1,250	13,750	2,250	26,500	1,500	16,200	2,700	31,200
20	1,250	14,250	2,250	27,000	1,500	16,500	2,700	32,400
21	1,250	15,000	2,500	28,250	1,500	17,400	2,700	32,400
22	1,250	15,000	2,500	28,000	1,500	18,000	2,700	32,400
23	1,500	16,750	2,250	27,000	1,800	19,500	2,700	32,400
24	1,500	17,750	2,250	27,000	1,800	20,700	2,700	32,100
25	1,750	18,750	2,250	27,000	1,800	21,600	2,700	31,800
26	1,750	19,750	2,250	27,000	2,100	23,400	2,700	32,100
27	1,750	21,000	2,250	27,000	2,100	24,600	2,700	32,400
28	2,000	22,250	2,500	28,250	2,100	25,200	2,700	32,400
29	2,000	23,500	2,500	29,500	2,400	27,600	3,000	34,800
30	2,000	24,000	2,750	31,000	2,400	28,800	3,000	36,000
31	2,250	25,750	2,750	33,000	2,700	30,300	3,300	39,000
32	2,250	26,750	3,000	35,750	2,700	31,500	3,600	42,300
33	2,500	27,750	3,250	38,750	2,700	32,400	3,900	45,900
34	2,500	29,250	3,500	42,000	3,000	34,500	4,200	50,100
35	2,750	31,000	4,000	46,250	3,000	36,000	4,800	54,900
36	2,750	33,000	4,250	50,750	3,300	39,000	5,100	60,300
37	3,000	35,500	4,750	55,750	3,600	42,000	5,700	66,300
38	3,250	38,250	5,250	61,250	3,900	45,300	6,300	72,900
39	3,500	41,250	5,750	67,250	4,200	48,900	6,900	80,100
40	3,750	44,000	6,250	73,750	4,500	52,200	7,500	87,900
41	4,000	47,000	6,750	80,500	4,800	55,800	8,100	96,000
42	4,250	49,750	7,500	88,000	5,100	59,100	8,700	104,400
43	4,500	52,750	8,000	95,750	5,400	62,700	9,600	114,300
44	4,750	56,000	8,750	103,750	5,700	66,600	10,500	123,900
45	5,000	59,750	9,500	111,500	6,000	71,100	11,100	133,200
46	5,500	64,250	10,000	119,500	6,600	76,500	12,000	142,800
47	5,750	69,000	10,750	127,500	6,900	82,200	12,900	152,400
48	6,250	74,250	11,500	135,750	7,500	88,500	13,500	162,000
49	6,750	80,000	12,250	145,500	8,100	95,400	14,700	174,000
50	7,250	86,000	13,250	157,250	8,700	102,600	15,900	188,100

発 効 時 年 齢	2,500万円型				3,000万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
51	7,750	92,500	14,250	170,750	9,300	110,400	17,100	204,300
52	8,250	99,000	15,750	186,250	9,900	118,500	18,600	222,900
53	9,000	106,500	17,000	203,750	10,800	127,200	20,400	243,900
54	9,500	114,000	19,000	225,000	11,400	136,200	22,800	269,700
55	10,250	121,500	21,000	250,750	12,300	145,200	25,200	300,300
56	10,750	129,000	23,500	280,500	12,900	154,200	28,200	336,300
57	11,500	136,500	26,500	314,750	13,800	163,200	31,800	377,100
58	12,250	144,250	29,750	353,000	14,400	172,800	35,700	423,000
59	13,000	154,500	33,500	397,000	15,600	184,800	39,900	475,800
60	14,000	167,000	37,500	446,250	16,800	200,100	45,000	534,900
61	15,250	182,250	42,250	501,000	18,300	218,100	50,700	600,600
62	16,750	199,750	47,250	561,250	20,100	239,100	56,700	672,900
63	18,500	219,500	53,000	627,500	22,200	262,800	63,600	752,400
64	20,500	243,250	59,000	697,750	24,600	291,300	70,800	836,700
65	22,750	270,250	65,250	772,750	27,300	323,700	78,300	926,700
66	25,250	301,000	72,250	852,000	30,300	360,600	86,400	1,021,800
67	28,250	335,500	79,500	936,250	33,900	402,000	95,100	1,122,900
68	31,500	373,500	87,000	1,025,500	37,800	447,600	104,400	1,230,000
69	35,750	424,750	95,750	1,127,250	42,900	509,100	114,900	1,352,400
70	64,500	763,250	136,500	1,594,750	77,400	915,300	163,800	1,913,400

2. 入院付生命型の共済掛金額

(1) 入院3,000円+生命100万円型 (2) 入院3,000円+生命300万円型

発 効 時 年 齢	入院3,000円+生命100万円型				入院3,000円+生命300万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
60	2,392	27,916	4,076	47,863	3,492	41,046	7,056	83,343
61	2,538	29,614	4,440	52,109	3,738	43,944	7,800	91,959
62	2,697	31,508	4,829	56,763	4,017	47,238	8,589	101,433
63	2,875	33,604	5,263	61,800	4,335	50,934	9,483	111,750
64	3,072	35,933	5,707	67,026	4,692	55,143	10,407	122,616
65	3,288	38,520	6,161	72,419	5,088	59,910	11,361	134,019
66	3,523	41,325	6,648	78,023	5,523	65,175	12,378	145,953
67	3,784	44,369	7,135	83,814	6,024	70,959	13,455	158,484
68	4,061	47,669	7,652	89,807	6,561	77,319	14,592	171,597
69	4,393	51,627	8,236	96,599	7,233	85,377	15,876	186,549
70	6,233	73,224	10,955	127,845	11,373	134,064	21,855	255,195
80	9,866	115,266	17,364	200,040	19,806	231,576	36,384	418,410

(3) 入院3,000円+生命500万円型 (4) 入院3,000円+生命1,000万円型

発 効 時 年 齢	入院3,000円+生命500万円型				入院3,000円+生命1,000万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
60	4,592	54,206	10,036	118,793	7,342	87,056	17,486	207,443
61	4,938	58,304	11,160	131,789	7,938	94,154	19,560	231,389
62	5,337	62,998	12,349	146,133	8,637	102,348	21,749	257,833
63	5,795	68,294	13,703	161,730	9,445	111,644	24,253	286,630
64	6,312	74,383	15,107	178,236	10,362	122,433	26,857	317,236
65	6,888	81,280	16,561	195,589	11,388	134,730	29,561	349,539
66	7,523	89,005	18,118	213,913	12,523	148,605	32,468	383,763
67	8,264	97,579	19,775	233,134	13,864	164,079	35,575	419,784
68	9,061	106,949	21,532	253,417	15,311	181,149	38,882	457,917
69	10,073	119,107	23,516	276,529	17,173	203,457	42,616	501,429
70	16,513	194,874	32,755	382,575	29,363	346,924	60,005	700,975
80	29,746	347,916	55,404	636,760	-	-	-	-

(5) 入院3,000円+生命1,500万円型 (6) 入院3,000円+生命2,000万円型

発 効 時 年 齢	入院3,000円+生命1,500万円型				入院3,000円+生命2,000万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
60	10,092	119,856	24,936	296,043	12,942	152,656	32,486	384,843
61	10,938	129,954	27,960	331,089	14,038	165,754	36,260	430,689
62	11,937	141,648	31,149	369,483	15,137	180,948	40,649	481,133
63	13,095	154,944	34,803	411,480	16,645	198,244	45,253	536,330
64	14,412	170,433	38,607	456,186	18,362	218,433	50,257	595,136
65	15,888	188,280	42,561	503,439	20,288	241,730	55,661	657,539
66	17,523	208,305	46,818	553,563	22,623	267,905	61,268	723,363
67	19,464	230,529	51,375	606,534	24,964	296,979	67,275	793,184
68	21,561	255,249	56,232	662,367	27,711	329,349	73,682	866,817
69	24,273	287,757	61,716	726,279	31,273	372,257	80,916	951,129
70	42,213	498,924	87,255	1,019,325	55,163	651,124	114,405	1,337,675

(7) 入院3,000円+生命2,500万円型 (8) 入院3,000円+生命3,000万円型

発 効 時 年 齢	入院3,000円+生命2,500万円型				入院3,000円+生命3,000万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
60	15,542	185,456	39,786	473,493	18,342	218,556	47,286	562,143
61	16,888	201,804	44,710	530,289	19,938	237,654	53,160	629,889
62	18,487	220,498	49,899	592,783	21,837	259,848	59,349	704,433
63	20,345	241,544	55,853	661,430	24,045	284,844	66,453	786,330
64	22,462	266,683	62,057	734,086	26,562	314,733	73,857	873,036

発 効 時 年 齢	入院 3,000 円 + 生命 2,500 万円型				入院 3,000 円 + 生命 3,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
65	24,838	295,180	68,511	811,489	29,388	348,630	81,561	965,439
66	27,473	327,505	75,718	893,163	32,523	387,105	89,868	1,062,963
67	30,614	363,679	83,175	979,834	36,264	430,179	98,775	1,166,484
68	34,011	403,449	90,882	1,071,517	40,311	477,549	108,282	1,276,017
69	38,423	456,607	99,866	1,175,979	45,573	540,957	119,016	1,401,129
70	67,863	803,174	141,705	1,656,025	80,763	955,224	169,005	1,974,675

(9) 入院5,000円+生命100万円型 (10) 入院5,000円+生命300万円型

発 効 時 年 齢	入院 5,000 円 + 生命 100 万円型				入院 5,000 円 + 生命 300 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	1,005	11,285	870	9,715	1,085	12,135	1,010	11,465
19	1,065	11,940	885	9,870	1,145	12,810	1,045	11,760
20	1,115	12,585	895	10,015	1,195	13,495	1,055	11,985
21	1,165	13,230	900	10,125	1,245	14,200	1,060	12,135
22	1,220	13,920	915	10,305	1,300	14,950	1,075	12,315
23	1,285	14,630	935	10,525	1,385	15,740	1,095	12,495
24	1,330	15,235	950	10,700	1,430	16,425	1,110	12,660
25	1,370	15,750	980	11,020	1,470	17,020	1,140	12,950
26	1,420	16,190	1,005	11,325	1,540	17,540	1,165	13,275
27	1,440	16,510	1,030	11,665	1,560	17,960	1,190	13,635
28	1,460	16,715	1,075	12,090	1,570	18,265	1,255	14,120
29	1,470	16,865	1,105	12,500	1,610	18,525	1,285	14,610
30	1,470	16,940	1,140	12,970	1,610	18,670	1,320	15,220
31	1,485	17,005	1,185	13,480	1,645	18,835	1,385	15,890
32	1,475	16,965	1,230	13,995	1,635	18,875	1,450	16,635
33	1,465	16,855	1,275	14,575	1,625	18,845	1,515	17,445
34	1,470	16,845	1,325	15,175	1,650	18,955	1,585	18,325
35	1,470	16,915	1,390	15,850	1,650	19,165	1,690	19,320
36	1,480	17,035	1,440	16,540	1,680	19,445	1,760	20,370
37	1,505	17,295	1,515	17,335	1,725	19,905	1,875	21,565
38	1,535	17,635	1,580	18,140	1,775	20,465	1,980	22,810
39	1,560	17,965	1,650	19,020	1,820	21,045	2,090	24,170
40	1,595	18,385	1,730	19,955	1,875	21,675	2,210	25,605
41	1,635	18,800	1,815	20,985	1,935	22,310	2,335	27,195
42	1,675	19,265	1,915	22,110	1,995	23,015	2,465	28,900
43	1,715	19,775	2,010	23,295	2,055	23,745	2,630	30,725
44	1,760	20,340	2,115	24,495	2,120	24,590	2,795	32,575
45	1,810	20,930	2,205	25,720	2,190	25,480	2,925	34,410
46	1,865	21,555	2,320	27,040	2,285	26,475	3,100	36,370
47	1,920	22,250	2,430	28,355	2,360	27,540	3,270	38,325
48	1,985	23,010	2,555	29,720	2,465	28,720	3,425	40,330

定期生命共済事業細則

発 効 時 年 齢	入院 5,000 円 + 生命 100 万円型				入院 5,000 円 + 生命 300 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
49	2,060	23,845	2,675	31,225	2,580	30,025	3,635	42,635
50	2,130	24,750	2,815	32,900	2,690	31,400	3,855	45,250
51	2,210	25,745	2,965	34,730	2,810	32,915	4,085	48,160
52	2,295	26,805	3,140	36,705	2,935	34,515	4,350	51,375
53	2,400	27,955	3,305	38,825	3,100	36,245	4,645	54,875
54	2,505	29,225	3,525	41,345	3,245	38,125	5,025	59,115
55	2,620	30,585	3,765	44,290	3,420	40,055	5,425	64,120
56	2,735	32,040	4,040	47,610	3,575	42,130	5,900	69,820
57	2,875	33,620	4,360	51,315	3,775	44,310	6,460	76,265
58	3,005	35,285	4,715	55,465	3,945	46,595	7,075	83,475
59	3,170	37,205	5,105	60,080	4,190	49,335	7,735	91,620
60	3,360	39,400	5,530	65,200	4,460	52,530	8,510	100,680
61	3,555	41,825	6,005	70,830	4,755	56,155	9,365	110,680
62	3,790	44,535	6,525	76,950	5,110	60,265	10,285	121,620
63	4,040	47,490	7,095	83,575	5,500	64,820	11,315	133,525
64	4,310	50,750	7,675	90,425	5,930	69,960	12,375	146,015
65	4,615	54,310	8,265	97,430	6,415	75,700	13,465	159,030
66	4,930	58,150	8,890	104,635	6,930	82,000	14,620	172,565
67	5,290	62,330	9,515	112,045	7,530	88,920	15,835	186,715
68	5,665	66,805	10,175	119,665	8,165	96,455	17,115	201,455
69	6,105	72,040	10,920	128,265	8,945	105,790	18,560	218,215
70	8,400	99,020	14,355	167,870	13,540	159,860	25,255	295,220
80	12,860	150,585	22,330	257,860	22,800	266,895	41,350	476,230

(11) 入院5,000円+生命500万円型 (12) 入院5,000円+生命1,000万円型

発 効 時 年 齢	入院 5,000 円 + 生命 500 万円型				入院 5,000 円 + 生命 1,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	1,165	13,015	1,150	13,195	1,365	15,165	1,500	17,545
19	1,225	13,710	1,205	13,630	1,425	15,910	1,605	18,330
20	1,275	14,435	1,215	13,985	1,475	16,735	1,615	18,935
21	1,325	15,150	1,220	14,175	1,525	17,550	1,620	19,225
22	1,380	15,960	1,235	14,355	1,580	18,510	1,635	19,405
23	1,485	16,830	1,255	14,445	1,735	19,580	1,655	19,345
24	1,530	17,595	1,270	14,590	1,780	20,545	1,670	19,440
25	1,570	18,270	1,300	14,910	1,820	21,420	1,700	19,760
26	1,660	18,920	1,325	15,205	1,960	22,320	1,725	20,055
27	1,680	19,390	1,350	15,635	1,980	22,990	1,750	20,585
28	1,690	19,795	1,385	16,130	1,990	23,645	1,785	21,180
29	1,750	20,155	1,465	16,750	2,100	24,255	1,915	22,050
30	1,750	20,430	1,500	17,450	2,100	24,780	1,950	23,050
31	1,805	20,645	1,585	18,330	2,205	25,195	2,085	24,380

定期生命共済事業細則

発 効 時 年 齢	入院 5,000 円 + 生命 500 万円型				入院 5,000 円 + 生命 1,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
32	1,795	20,765	1,670	19,245	2,195	25,515	2,220	25,795
33	1,785	20,865	1,755	20,295	2,185	25,865	2,355	27,445
34	1,830	21,045	1,845	21,455	2,280	26,295	2,495	29,405
35	1,830	21,395	1,990	22,820	2,280	26,995	2,740	31,520
36	1,880	21,885	2,080	24,230	2,380	27,935	2,880	33,830
37	1,945	22,495	2,235	25,825	2,495	29,095	3,135	36,425
38	2,015	23,325	2,380	27,460	2,615	30,425	3,380	39,210
39	2,080	24,095	2,530	29,300	2,730	31,745	3,630	42,150
40	2,155	24,945	2,690	31,285	2,855	33,145	3,890	45,435
41	2,235	25,850	2,855	33,385	2,985	34,650	4,155	48,985
42	2,315	26,745	3,025	35,720	3,115	36,095	4,425	52,720
43	2,395	27,745	3,250	38,135	3,245	37,695	4,800	56,685
44	2,480	28,820	3,475	40,625	3,380	39,420	5,175	60,775
45	2,570	30,060	3,645	43,130	3,520	41,460	5,445	64,880
46	2,705	31,365	3,880	45,730	3,755	43,615	5,830	69,080
47	2,800	32,810	4,110	48,325	3,900	46,010	6,210	73,275
48	2,945	34,410	4,305	50,970	4,145	48,660	6,505	77,520
49	3,100	36,175	4,595	54,025	4,400	51,575	6,995	82,525
50	3,250	38,030	4,895	57,580	4,650	54,630	7,495	88,430
51	3,410	40,065	5,205	61,620	4,910	57,965	8,005	95,220
52	3,575	42,205	5,570	66,075	5,175	61,555	8,620	102,775
53	3,800	44,565	5,985	70,955	5,550	65,315	9,335	111,105
54	3,985	46,995	6,525	76,915	5,835	69,195	10,275	121,365
55	4,220	49,555	7,085	83,930	6,220	73,255	11,235	133,480
56	4,415	52,200	7,760	92,060	6,515	77,400	12,410	147,610
57	4,675	55,030	8,560	101,195	6,925	81,780	13,810	163,545
58	4,885	57,935	9,435	111,515	7,235	86,235	15,335	181,565
59	5,210	61,445	10,375	123,130	7,760	91,745	16,975	201,930
60	5,560	65,690	11,490	136,130	8,310	98,540	18,940	224,780
61	5,955	70,515	12,725	150,510	8,955	106,365	21,125	250,110
62	6,430	76,025	14,045	166,320	9,730	115,375	23,445	278,020
63	6,960	82,180	15,535	183,505	10,610	125,530	26,085	308,405
64	7,550	89,200	17,075	201,635	11,600	137,250	28,825	340,635
65	8,215	97,070	18,665	220,600	12,715	150,520	31,665	374,550
66	8,930	105,830	20,360	240,525	13,930	165,430	34,710	410,375
67	9,770	115,540	22,155	261,365	15,370	182,040	37,955	448,015
68	10,665	126,085	24,055	283,275	16,915	200,285	41,405	487,775
69	11,785	139,520	26,200	308,195	18,885	223,870	45,300	533,095
70	18,680	220,670	36,155	422,600	31,530	372,720	63,405	741,000
80	32,740	383,235	60,370	694,580	-	-	-	-

(13) 入院5,000円+生命1,500万円型 (14) 入院5,000円+生命2,000万円型

発 効 時 年 齢	入院 5,000 円 + 生命 1,500 万円型				入院 5,000 円 + 生命 2,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	1,565	17,265	1,850	21,995	1,665	19,365	2,300	26,345
19	1,625	18,060	2,005	22,980	1,725	20,210	2,305	27,630
20	1,675	18,985	2,015	23,835	1,775	21,235	2,515	28,735
21	1,725	19,900	2,020	24,225	2,025	22,450	2,520	29,225
22	1,780	21,160	2,035	24,405	2,080	23,710	2,535	29,405
23	1,985	22,280	2,055	24,345	2,135	25,180	2,555	29,245
24	2,030	23,595	2,070	24,240	2,180	26,145	2,570	29,240
25	2,070	24,670	2,100	24,560	2,420	27,820	2,600	29,360
26	2,260	25,670	2,125	25,005	2,460	29,020	2,625	29,855
27	2,280	26,690	2,150	25,485	2,680	30,290	2,650	30,385
28	2,290	27,445	2,185	26,180	2,690	31,445	2,685	31,380
29	2,450	28,305	2,365	27,300	2,700	32,355	2,715	32,550
30	2,450	29,080	2,400	28,750	2,900	33,380	2,950	34,350
31	2,605	29,695	2,585	30,380	2,905	34,395	3,185	36,380
32	2,595	30,365	2,770	32,295	2,895	34,715	3,220	38,595
33	2,585	30,815	2,955	34,695	3,085	35,765	3,455	41,445
34	2,730	31,645	3,145	37,255	3,080	36,895	3,895	45,105
35	2,730	32,695	3,490	40,170	3,280	38,295	4,140	48,820
36	2,880	33,935	3,680	43,380	3,480	39,935	4,580	52,930
37	3,045	35,595	4,035	46,975	3,495	41,895	4,835	57,525
38	3,215	37,475	4,380	50,860	3,715	44,525	5,280	62,510
39	3,380	39,345	4,730	55,100	3,930	47,145	5,730	67,950
40	3,555	41,445	5,090	59,535	4,155	49,645	6,190	73,635
41	3,735	43,400	5,455	64,485	4,385	52,150	6,655	79,785
42	3,915	45,545	5,825	69,670	4,615	54,895	7,325	86,820
43	4,095	47,595	6,350	75,335	4,845	57,495	8,000	93,885
44	4,280	50,120	6,875	80,875	5,080	60,720	8,475	101,175
45	4,470	52,810	7,245	86,580	5,520	64,160	9,145	108,280
46	4,805	55,815	7,780	92,380	5,755	68,215	9,830	115,680
47	5,000	59,310	8,310	98,175	6,200	72,510	10,310	123,075
48	5,345	63,010	8,705	104,020	6,445	77,260	11,005	130,520
49	5,700	66,925	9,395	111,125	6,900	82,475	11,695	139,625
50	6,050	71,330	10,095	119,380	7,350	87,930	12,595	150,230
51	6,410	75,815	10,805	128,770	7,810	93,665	13,705	162,320
52	6,775	80,805	11,670	139,425	8,475	100,055	14,820	176,075
53	7,300	86,015	12,685	151,205	8,950	106,715	16,135	191,305
54	7,685	91,345	14,025	165,765	9,635	113,695	17,675	210,165
55	8,220	96,905	15,385	183,130	10,120	120,555	19,635	232,680
56	8,615	102,550	17,060	203,110	10,815	127,900	21,810	258,610
57	9,175	108,480	19,060	225,995	11,325	135,180	24,210	288,345
58	9,585	114,485	21,235	251,565	12,035	142,735	27,035	321,565
59	10,310	122,145	23,575	280,680	12,760	152,445	30,275	359,630
60	11,060	131,340	26,390	313,380	13,910	164,140	33,940	402,180

定期生命共済事業細則

発 効 時 年 齢	入院 5,000 円 + 生命 1,500 万円型				入院 5,000 円 + 生命 2,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
61	11,955	142,165	29,525	349,810	15,055	177,965	37,825	449,410
62	13,030	154,675	32,845	389,670	16,230	193,975	42,345	501,320
63	14,260	168,830	36,635	433,255	17,810	212,130	47,085	558,105
64	15,650	185,250	40,575	479,585	19,600	233,250	52,225	618,535
65	17,215	204,070	44,665	528,450	21,615	257,520	57,765	682,550
66	18,930	225,130	49,060	580,175	24,030	284,730	63,510	749,975
67	20,970	248,490	53,755	634,765	26,470	314,940	69,655	821,415
68	23,165	274,385	58,755	692,225	29,315	348,485	76,205	896,675
69	25,985	308,170	64,400	757,945	32,985	392,670	83,600	982,795
70	44,380	524,720	90,655	1,059,350	57,330	676,920	117,805	1,377,700

(15) 入院5,000円+生命2,500万円型 (16) 入院5,000円+生命3,000万円型

発 効 時 年 齢	入院 5,000 円 + 生命 2,500 万円型				入院 5,000 円 + 生命 3,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	1,915	21,465	2,750	30,695	2,165	23,565	2,900	34,745
19	1,975	22,360	2,755	32,530	2,225	24,810	3,205	37,230
20	2,025	23,485	2,765	33,135	2,275	25,735	3,215	38,535
21	2,075	24,850	3,020	34,475	2,325	27,250	3,220	38,625
22	2,130	25,510	3,035	34,405	2,380	28,510	3,235	38,805
23	2,435	27,930	2,805	33,645	2,735	30,680	3,255	39,045
24	2,480	29,495	2,820	33,840	2,780	32,445	3,270	38,940
25	2,770	30,970	2,850	34,160	2,820	33,820	3,300	38,960
26	2,810	32,370	2,875	34,455	3,160	36,020	3,325	39,555
27	2,830	33,890	2,900	34,785	3,180	37,490	3,350	40,185
28	3,090	35,295	3,185	36,430	3,190	38,245	3,385	40,580
29	3,100	36,655	3,215	38,050	3,500	40,755	3,715	43,350
30	3,100	37,180	3,500	39,950	3,500	41,980	3,750	44,950
31	3,355	38,945	3,535	42,380	3,805	43,495	4,085	48,380
32	3,345	39,865	3,820	45,545	3,795	44,615	4,420	52,095
33	3,585	40,715	4,105	48,995	3,785	45,365	4,755	56,145
34	3,580	42,145	4,395	52,705	4,080	47,395	5,095	60,805
35	3,830	43,895	4,940	57,470	4,080	48,895	5,740	66,120
36	3,830	45,935	5,230	62,480	4,380	51,935	6,080	72,030
37	4,095	48,595	5,785	68,075	4,695	55,095	6,735	78,625
38	4,365	51,575	6,330	74,160	5,015	58,625	7,380	85,810
39	4,630	54,795	6,880	80,800	5,330	62,445	8,030	93,650
40	4,905	57,845	7,440	87,985	5,655	66,045	8,690	102,135
41	5,185	61,150	8,005	95,485	5,985	69,950	9,355	110,985
42	5,465	64,245	8,825	103,820	6,315	73,595	10,025	120,220
43	5,745	67,645	9,400	112,435	6,645	77,595	11,000	130,985
44	6,030	71,320	10,225	121,325	6,980	81,920	11,975	141,475

定期生命共済事業細則

発 効 時 年 齢	入院 5,000 円 + 生命 2,500 万円型				入院 5,000 円 + 生命 3,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
45	6,320	75,510	11,045	129,980	7,320	86,860	12,645	151,680
46	6,855	80,465	11,630	138,980	7,955	92,715	13,630	162,280
47	7,150	85,710	12,460	147,975	8,300	98,910	14,610	172,875
48	7,695	91,510	13,305	157,270	8,945	105,760	15,305	183,520
49	8,250	97,875	14,145	168,125	9,600	113,275	16,595	196,625
50	8,800	104,530	15,245	181,080	10,250	121,130	17,895	211,930
51	9,360	111,765	16,355	195,870	10,910	129,665	19,205	229,420
52	9,925	119,055	17,970	212,725	11,575	138,555	20,820	249,375
53	10,750	127,415	19,335	231,655	12,550	148,115	22,735	271,805
54	11,335	135,895	21,475	254,565	13,235	158,095	25,275	299,265
55	12,170	144,455	23,635	282,230	14,220	168,155	27,835	331,780
56	12,765	153,100	26,310	314,110	14,915	178,300	31,010	369,910
57	13,625	161,880	29,510	350,695	15,925	188,580	34,810	413,045
58	14,485	170,985	32,985	391,565	16,635	199,535	38,935	461,565
59	15,360	182,745	36,975	438,430	17,960	213,045	43,375	517,230
60	16,510	196,940	41,240	490,830	19,310	230,040	48,740	579,480
61	17,905	214,015	46,275	549,010	20,955	249,865	54,725	648,610
62	19,580	233,525	51,595	612,970	22,930	272,875	61,045	724,620
63	21,510	255,430	57,685	683,205	25,210	298,730	68,285	808,105
64	23,700	281,500	64,025	757,485	27,800	329,550	75,825	896,435
65	26,165	310,970	70,615	836,500	30,715	364,420	83,665	990,450
66	28,880	344,330	77,960	919,775	33,930	403,930	92,110	1,089,575
67	32,120	381,640	85,555	1,008,065	37,770	448,140	101,155	1,194,715
68	35,615	422,585	93,405	1,101,375	41,915	496,685	110,805	1,305,875
69	40,135	477,020	102,550	1,207,645	47,285	561,370	121,700	1,432,795
70	70,030	828,970	145,105	1,696,050	82,930	981,020	172,405	2,014,700

(17) 入院10,000円+生命100万円型 (18) 入院10,000円+生命300万円型

発 効 時 年 齢	入院 10,000 円 + 生命 100 万円型				入院 10,000 円 + 生命 300 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	1,580	18,070	1,270	14,470	1,660	18,920	1,410	16,220
19	1,680	19,310	1,280	14,630	1,760	20,180	1,440	16,520
20	1,780	20,550	1,300	14,880	1,860	21,460	1,460	16,850
21	1,900	21,900	1,330	15,210	1,980	22,870	1,490	17,220
22	2,000	23,190	1,350	15,500	2,080	24,220	1,510	17,510
23	2,120	24,580	1,380	15,840	2,220	25,690	1,540	17,810
24	2,210	25,740	1,430	16,380	2,310	26,930	1,590	18,340
25	2,290	26,730	1,470	16,900	2,390	28,000	1,630	18,830
26	2,370	27,530	1,530	17,560	2,490	28,880	1,690	19,510
27	2,410	28,110	1,590	18,250	2,530	29,560	1,750	20,220
28	2,460	28,550	1,660	19,010	2,570	30,100	1,840	21,040

定期生命共済事業細則

発 効 時 年 齢	入院 10,000 円 + 生命 100 万円型				入院 10,000 円 + 生命 300 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
29	2,470	28,800	1,720	19,820	2,610	30,460	1,900	21,930
30	2,470	28,930	1,780	20,680	2,610	30,660	1,960	22,930
31	2,480	28,930	1,860	21,540	2,640	30,760	2,060	23,950
32	2,470	28,830	1,950	22,550	2,630	30,740	2,170	25,190
33	2,450	28,590	2,030	23,560	2,610	30,580	2,270	26,430
34	2,440	28,470	2,120	24,650	2,620	30,580	2,380	27,800
35	2,450	28,550	2,210	25,750	2,630	30,800	2,510	29,220
36	2,470	28,820	2,320	27,060	2,670	31,230	2,640	30,890
37	2,500	29,160	2,440	28,420	2,720	31,770	2,800	32,650
38	2,550	29,720	2,560	29,810	2,790	32,550	2,960	34,480
39	2,590	30,290	2,680	31,280	2,850	33,370	3,120	36,430
40	2,650	30,950	2,830	33,000	2,930	34,240	3,310	38,650
41	2,710	31,710	2,960	34,750	3,010	35,220	3,480	40,960
42	2,780	32,570	3,130	36,650	3,100	36,320	3,680	43,440
43	2,860	33,450	3,290	38,720	3,200	37,420	3,910	46,150
44	2,940	34,420	3,480	40,850	3,300	38,670	4,160	48,930
45	3,020	35,450	3,650	43,010	3,400	40,000	4,370	51,700
46	3,130	36,600	3,840	45,250	3,550	41,520	4,620	54,580
47	3,220	37,800	4,040	47,600	3,660	43,090	4,880	57,570
48	3,320	39,060	4,250	50,020	3,800	44,770	5,120	60,630
49	3,440	40,450	4,470	52,670	3,960	46,630	5,430	64,080
50	3,570	41,970	4,700	55,500	4,130	48,620	5,740	67,850
51	3,730	43,780	4,960	58,590	4,330	50,950	6,080	72,020
52	3,880	45,630	5,240	61,910	4,520	53,340	6,450	76,580
53	4,050	47,650	5,540	65,490	4,750	55,940	6,880	81,540
54	4,230	49,890	5,900	69,710	4,970	58,790	7,400	87,480
55	4,430	52,230	6,290	74,530	5,230	61,700	7,950	94,360
56	4,650	54,910	6,760	79,960	5,490	65,000	8,620	102,170
57	4,890	57,770	7,270	86,060	5,790	68,460	9,370	111,010
58	5,140	60,800	7,840	92,780	6,080	72,110	10,200	120,790
59	5,430	64,200	8,470	100,230	6,450	76,330	11,100	131,770
60	5,750	68,080	9,170	108,530	6,850	81,210	12,150	144,010
61	6,120	72,380	9,940	117,580	7,320	86,710	13,300	157,430
62	6,510	77,050	10,760	127,440	7,830	92,780	14,520	172,110
63	6,940	82,190	11,680	138,090	8,400	99,520	15,900	188,040
64	7,410	87,740	12,590	148,890	9,030	106,950	17,290	204,480
65	7,920	93,800	13,530	159,940	9,720	115,190	18,730	221,540
66	8,470	100,290	14,500	171,180	10,470	124,140	20,230	239,110
67	9,060	107,240	15,470	182,630	11,300	133,830	21,790	257,300
68	9,690	114,660	16,490	194,300	12,190	144,310	23,430	276,090
69	10,380	123,080	17,610	207,410	13,220	156,830	25,250	297,360
70	13,820	163,480	22,870	267,940	18,960	224,320	33,770	395,290

(19) 入院10,000円+生命500万円型 (20) 入院10,000円+生命1,000万円型

発 効 時 年 齢	入院 10,000 円 + 生命 500 万円型				入院 10,000 円 + 生命 1,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	1,740	19,800	1,550	17,950	1,940	21,950	1,900	22,300
19	1,840	21,080	1,600	18,390	2,040	23,280	2,000	23,090
20	1,940	22,400	1,620	18,850	2,140	24,700	2,020	23,800
21	2,060	23,820	1,650	19,260	2,260	26,220	2,050	24,310
22	2,160	25,230	1,670	19,550	2,360	27,780	2,070	24,600
23	2,220	26,780	1,700	19,760	2,570	29,530	2,100	24,660
24	2,410	28,100	1,750	20,270	2,660	31,050	2,150	25,120
25	2,490	29,250	1,790	20,790	2,740	32,400	2,190	25,640
26	2,610	30,260	1,850	21,440	2,910	33,660	2,250	26,290
27	2,650	30,990	1,910	22,220	2,950	34,590	2,310	27,170
28	2,690	31,630	1,970	23,050	2,990	35,480	2,370	28,100
29	2,750	32,090	2,080	24,070	3,100	36,190	2,530	29,370
30	2,750	32,420	2,140	25,160	3,100	36,770	2,590	30,760
31	2,800	32,570	2,260	26,390	3,200	37,120	2,760	32,440
32	2,790	32,630	2,390	27,800	3,190	37,380	2,940	34,350
33	2,770	32,600	2,510	29,280	3,170	37,600	3,110	36,430
34	2,800	32,670	2,640	30,930	3,250	37,920	3,290	38,880
35	2,810	33,030	2,810	32,720	3,260	38,630	3,560	41,420
36	2,870	33,670	2,960	34,750	3,370	39,720	3,760	44,350
37	2,940	34,360	3,160	36,910	3,490	40,960	4,060	47,510
38	3,030	35,410	3,360	39,130	3,630	42,510	4,360	50,880
39	3,110	36,420	3,560	41,560	3,760	44,070	4,660	54,410
40	3,210	37,510	3,790	44,330	3,910	45,710	4,990	58,480
41	3,310	38,760	4,000	47,150	4,060	47,560	5,300	62,750
42	3,420	40,050	4,240	50,260	4,220	49,400	5,640	67,260
43	3,540	41,420	4,530	53,560	4,390	51,370	6,080	72,110
44	3,660	42,900	4,840	56,980	4,560	53,500	6,540	77,130
45	3,780	44,580	5,090	60,420	4,730	55,980	6,890	82,170
46	3,970	46,410	5,400	63,940	5,020	58,660	7,350	87,290
47	4,100	48,360	5,720	67,570	5,200	61,560	7,820	92,520
48	4,280	50,460	6,000	71,270	5,480	64,710	8,200	97,820
49	4,480	52,780	6,390	75,470	5,780	68,180	8,790	103,970
50	4,690	55,250	6,780	80,180	6,090	71,850	9,380	111,030
51	4,930	58,100	7,200	85,480	6,430	76,000	10,000	119,080
52	5,160	61,030	7,670	91,280	6,760	80,380	10,720	127,980
53	5,450	64,260	8,220	97,620	7,200	85,010	11,570	137,770
54	5,710	67,660	8,900	105,280	7,560	89,860	12,650	149,730
55	6,030	71,200	9,610	114,170	8,030	94,900	13,760	163,720
56	6,330	75,070	10,480	124,410	8,430	100,270	15,130	179,960
57	6,690	79,180	11,470	135,940	8,940	105,930	16,720	198,290
58	7,020	83,450	12,560	148,830	9,370	111,750	18,460	218,880
59	7,470	88,440	13,740	163,280	10,020	118,740	20,340	242,080

発 効 時 年 齢	入院 10,000 円 + 生命 500 万円型				入院 10,000 円 + 生命 1,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
60	7,950	94,370	15,130	179,460	10,700	127,220	22,580	268,110
61	8,520	101,070	16,660	197,260	11,520	136,920	25,060	296,860
62	9,150	108,540	18,280	216,810	12,450	147,890	27,680	328,510
63	9,860	116,880	20,120	238,020	13,510	160,230	30,670	362,920
64	10,650	126,190	21,990	260,100	14,700	174,240	33,740	399,100
65	11,520	136,560	23,930	283,110	16,020	190,010	36,930	437,060
66	12,470	147,970	25,970	307,070	17,470	207,570	40,320	476,920
67	13,540	160,450	28,110	331,950	19,140	226,950	43,910	518,600
68	14,690	173,940	30,370	357,910	20,940	248,140	47,720	562,410
69	16,060	190,560	32,890	387,340	23,160	274,910	51,990	612,240
70	24,100	285,130	44,670	522,670	36,950	437,180	71,920	841,070

(21) 入院10,000円+生命1,500万円型 (22) 入院10,000円+生命2,000万円型

発 効 時 年 齢	入院 10,000 円 + 生命 1,500 万円型				入院 10,000 円 + 生命 2,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	2,140	24,050	2,250	26,750	2,240	26,150	2,700	31,100
19	2,240	25,430	2,400	27,740	2,340	27,580	2,700	32,390
20	2,340	26,950	2,420	28,700	2,440	29,200	2,920	33,600
21	2,460	28,570	2,450	29,310	2,760	31,120	2,950	34,310
22	2,560	30,430	2,470	29,600	2,860	32,980	2,970	34,600
23	2,820	32,230	2,500	29,660	2,970	35,130	3,000	34,560
24	2,910	34,100	2,550	29,920	3,060	36,650	3,050	34,920
25	2,990	35,650	2,590	30,440	3,340	38,800	3,090	35,240
26	3,210	37,010	2,650	31,240	3,410	40,360	3,150	36,090
27	3,250	38,290	2,710	32,070	3,650	41,890	3,210	36,970
28	3,290	39,280	2,770	33,100	3,690	43,280	3,270	38,300
29	3,450	40,240	2,980	34,620	3,700	44,290	3,330	39,870
30	3,450	41,070	3,040	36,460	3,900	45,370	3,590	42,060
31	3,600	41,620	3,260	38,440	3,900	46,320	3,860	44,440
32	3,590	42,230	3,490	40,850	3,890	46,580	3,940	47,150
33	3,570	42,550	3,710	43,680	4,070	47,500	4,210	50,430
34	3,700	43,270	3,940	46,730	4,050	48,520	4,690	54,580
35	3,710	44,330	4,310	50,070	4,260	49,930	4,960	58,720
36	3,870	45,720	4,560	53,900	4,470	51,720	5,460	63,450
37	4,040	47,460	4,960	58,060	4,490	53,760	5,760	68,610
38	4,230	49,560	5,360	62,530	4,730	56,610	6,260	74,180
39	4,410	51,670	5,760	67,360	4,960	59,470	6,760	80,210
40	4,610	54,010	6,190	72,580	5,210	62,210	7,290	86,680
41	4,810	56,310	6,600	78,250	5,460	65,060	7,800	93,550
42	5,020	58,850	7,040	84,210	5,720	68,200	8,540	101,360
43	5,240	61,270	7,630	90,760	5,990	71,170	9,280	109,310

定期生命共済事業細則

発 効 時 年 齢	入院 10,000 円 + 生命 1,500 万円型				入院 10,000 円 + 生命 2,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
44	5,460	64,200	8,240	97,230	6,260	74,800	9,840	117,530
45	5,680	67,330	8,690	103,870	6,730	78,680	10,590	125,570
46	6,070	70,860	9,300	110,590	7,020	83,260	11,350	133,890
47	6,300	74,860	9,920	117,420	7,500	88,060	11,920	142,320
48	6,680	79,060	10,400	124,320	7,780	93,310	12,700	150,820
49	7,080	83,530	11,190	132,570	8,280	99,080	13,490	161,070
50	7,490	88,550	11,980	141,980	8,790	105,150	14,480	172,830
51	7,930	93,850	12,800	152,630	9,330	111,700	15,700	186,180
52	8,360	99,630	13,770	164,630	10,060	118,880	16,920	201,280
53	8,950	105,710	14,920	177,870	10,600	126,410	18,370	217,970
54	9,410	112,010	16,400	194,130	11,360	134,360	20,050	238,530
55	10,030	118,550	17,910	213,370	11,930	142,200	22,160	262,920
56	10,530	125,420	19,780	235,460	12,730	150,770	24,530	290,960
57	11,190	132,630	21,970	260,740	13,340	159,330	27,120	323,090
58	11,720	140,000	24,360	288,880	14,170	168,250	30,160	358,880
59	12,570	149,140	26,940	320,830	15,020	179,440	33,640	399,780
60	13,450	160,020	30,030	356,710	16,300	192,820	37,580	445,510
61	14,520	172,720	33,460	396,560	17,620	208,520	41,760	496,160
62	15,750	187,190	37,080	440,160	18,950	226,490	46,580	551,810
63	17,160	203,530	41,220	487,770	20,710	246,830	51,670	612,620
64	18,750	222,240	45,490	538,050	22,700	270,240	57,140	677,000
65	20,520	243,560	49,930	590,960	24,920	297,010	63,030	745,060
66	22,470	267,270	54,670	646,720	27,570	326,870	69,120	816,520
67	24,740	293,400	59,710	705,350	30,240	359,850	75,610	892,000
68	27,190	322,240	65,070	766,860	33,340	396,340	82,520	971,310
69	30,260	359,210	71,090	837,090	37,260	443,710	90,290	1,061,940
70	49,800	589,180	99,170	1,159,420	62,750	741,380	126,320	1,477,770

(23) 入院10,000円+生命2,500万円型 (24) 入院10,000円+生命3,000万円型

発 効 時 年 齢	入院 10,000 円 + 生命 2,500 万円型				入院 10,000 円 + 生命 3,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	2,490	28,250	3,150	35,450	2,740	30,350	3,300	39,500
19	2,590	29,730	3,150	37,290	2,840	32,180	3,600	41,990
20	2,690	31,450	3,170	38,000	2,940	33,700	3,620	43,400
21	2,810	33,520	3,450	39,560	3,060	35,920	3,650	43,710
22	2,910	34,780	3,470	39,600	3,160	37,780	3,670	44,000
23	3,270	37,880	3,250	38,960	3,570	40,630	3,700	44,360
24	3,360	40,000	3,300	39,520	3,660	42,950	3,750	44,620
25	3,690	41,950	3,340	40,040	3,740	44,800	3,790	44,840
26	3,760	43,710	3,400	40,690	4,110	47,360	3,850	45,790
27	3,800	45,490	3,460	41,370	4,150	49,090	3,910	46,770

定期生命共済事業細則

発 効 時 年 齢	入院 10,000 円 + 生命 2,500 万円型				入院 10,000 円 + 生命 3,000 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
28	4,090	47,130	3,770	43,350	4,190	50,080	3,970	47,500
29	4,100	48,590	3,830	45,370	4,500	52,690	4,330	50,670
30	4,100	49,170	4,140	47,660	4,500	53,970	4,390	52,660
31	4,350	50,870	4,210	50,440	4,800	55,420	4,760	56,440
32	4,340	51,730	4,540	54,100	4,790	56,480	5,140	60,650
33	4,570	52,450	4,860	57,980	4,770	57,100	5,510	65,130
34	4,550	53,770	5,190	62,180	5,050	59,020	5,890	70,280
35	4,810	55,530	5,760	67,370	5,060	60,530	6,560	76,020
36	4,820	57,720	6,110	73,000	5,370	63,720	6,960	82,550
37	5,090	60,460	6,710	79,160	5,690	66,960	7,660	89,710
38	5,380	63,660	7,310	85,830	6,030	70,710	8,360	97,480
39	5,660	67,120	7,910	93,060	6,360	74,770	9,060	105,910
40	5,960	70,410	8,540	101,030	6,710	78,610	9,790	115,180
41	6,260	74,060	9,150	109,250	7,060	82,860	10,500	124,750
42	6,570	77,550	10,040	118,360	7,420	86,900	11,240	134,760
43	6,890	81,320	10,680	127,860	7,790	91,270	12,280	146,410
44	7,210	85,400	11,590	137,680	8,160	96,000	13,340	157,830
45	7,530	90,030	12,490	147,270	8,530	101,380	14,090	168,970
46	8,120	95,510	13,150	157,190	9,220	107,760	15,150	180,490
47	8,450	101,260	14,070	167,220	9,600	114,460	16,220	192,120
48	9,030	107,560	15,000	177,570	10,280	121,810	17,000	203,820
49	9,630	114,480	15,940	189,570	10,980	129,880	18,390	218,070
50	10,240	121,750	17,130	203,680	11,690	138,350	19,780	234,530
51	10,880	129,800	18,350	219,730	12,430	147,700	21,200	253,280
52	11,510	137,880	20,070	237,930	13,160	157,380	22,920	274,580
53	12,400	147,110	21,570	258,320	14,200	167,810	24,970	298,470
54	13,060	156,560	23,850	282,930	14,960	178,760	27,650	327,630
55	13,980	166,100	26,160	312,470	16,030	189,800	30,360	362,020
56	14,680	175,970	29,030	346,460	16,830	201,170	33,730	402,260
57	15,640	186,030	32,420	385,440	17,940	212,730	37,720	447,790
58	16,620	196,500	36,110	428,880	18,770	225,050	42,060	498,880
59	17,620	209,740	40,340	478,580	20,220	240,040	46,740	557,380
60	18,900	225,620	44,880	534,160	21,700	258,720	52,380	622,810
61	20,470	244,570	50,210	595,760	23,520	280,420	58,660	695,360
62	22,300	266,040	55,830	663,460	25,650	305,390	65,280	775,110
63	24,410	290,130	62,270	737,720	28,110	333,430	72,870	862,620
64	26,800	318,490	68,940	815,950	30,900	366,540	80,740	954,900
65	29,470	350,460	75,880	899,010	34,020	403,910	88,930	1,052,960
66	32,420	386,470	83,570	986,320	37,470	446,070	97,720	1,156,120
67	35,890	426,550	91,510	1,078,650	41,540	493,050	107,110	1,265,300
68	39,640	470,440	99,720	1,176,010	45,940	544,540	117,120	1,380,510
69	44,410	528,060	109,240	1,286,790	51,560	612,410	128,390	1,511,940
70	75,450	893,430	153,620	1,796,120	88,350	1,045,480	180,920	2,114,770

3. がん特約における共済契約の型の共済掛金額

(1) がん特約診断共済金型

発効時年齢	がん特約診断 50 万円型				がん特約診断 100 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	-	-	-	-	180	1,820	140	1,410
19	-	-	-	-	190	2,000	140	1,440
20	-	-	-	-	210	2,250	140	1,450
21	-	-	-	-	220	2,440	150	1,560
22	-	-	-	-	260	2,900	150	1,570
23	-	-	-	-	290	3,240	170	1,740
24	-	-	-	-	330	3,770	170	1,800
25	-	-	-	-	370	4,280	190	2,010
26	-	-	-	-	410	4,830	200	2,170
27	-	-	-	-	480	5,570	220	2,360
28	-	-	-	-	540	6,350	240	2,620
29	-	-	-	-	610	7,180	250	2,810
30	-	-	-	-	660	7,830	280	3,140
31	-	-	-	-	740	8,750	290	3,350
32	-	-	-	-	810	9,610	310	3,610
33	-	-	-	-	880	10,430	350	3,980
34	-	-	-	-	950	11,340	370	4,310
35	-	-	-	-	1,020	12,180	400	4,730
36	-	-	-	-	1,100	13,100	440	5,190
37	-	-	-	-	1,170	13,990	490	5,750
38	-	-	-	-	1,250	14,900	550	6,390
39	-	-	-	-	1,330	15,810	600	7,120
40	-	-	-	-	1,390	16,560	680	8,150
41	-	-	-	-	1,470	17,380	780	9,360
42	-	-	-	-	1,520	18,130	930	10,930
43	-	-	-	-	1,570	18,730	1,060	12,570
44	-	-	-	-	1,630	19,490	1,210	14,440
45	-	-	-	-	1,690	20,260	1,410	16,700
46	-	-	-	-	1,790	21,300	1,590	19,020
47	-	-	-	-	1,860	22,290	1,820	21,750
48	-	-	-	-	1,970	23,510	2,070	24,720
49	-	-	-	-	2,070	24,770	2,320	27,750
50	-	-	-	-	2,180	26,120	2,590	30,990
51	-	-	-	-	2,310	27,620	2,880	34,410
52	-	-	-	-	2,470	29,310	3,170	37,850
53	-	-	-	-	2,590	31,030	3,490	41,570
54	-	-	-	-	2,730	32,660	3,800	45,370
55	-	-	-	-	2,850	34,140	4,130	49,250
56	-	-	-	-	2,990	35,610	4,470	53,330
57	-	-	-	-	3,090	36,890	4,810	57,450
58	-	-	-	-	3,180	38,020	5,180	61,760
59	-	-	-	-	3,300	39,370	5,610	66,910

発 効 時 年 齢	がん特約診断 50 万円型				がん特約診断 100 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
60	1,725	20,650	3,085	36,760	3,400	40,760	6,120	72,990
61	1,790	21,410	3,370	40,195	3,540	42,280	6,720	79,950
62	1,860	22,230	3,705	44,135	3,680	43,950	7,360	87,720
63	1,935	23,145	4,075	48,500	3,830	45,760	8,110	96,460
64	2,025	24,220	4,490	53,450	4,020	47,970	8,950	106,360
65	2,145	25,560	4,970	58,995	4,250	50,650	9,900	117,510
66	2,275	27,105	5,495	65,175	4,510	53,690	10,940	129,850
67	2,415	28,835	6,065	71,970	4,790	57,140	12,090	143,400
68	2,585	30,785	6,705	79,410	5,120	61,040	13,370	158,310
69	2,755	32,835	7,395	87,470	5,470	65,140	14,750	174,410
70	3,405	40,425	10,240	120,515	6,770	80,320	20,430	240,530

(2) がん特約治療共済金型

発 効 時 年 齢	がん特約治療 50 万円型				がん特約治療 100 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	-	-	-	-	220	2,320	150	1,500
19	-	-	-	-	240	2,620	150	1,560
20	-	-	-	-	270	2,990	150	1,570
21	-	-	-	-	300	3,340	160	1,680
22	-	-	-	-	340	3,890	170	1,760
23	-	-	-	-	380	4,370	180	1,880
24	-	-	-	-	440	5,110	190	2,040
25	-	-	-	-	500	5,820	210	2,250
26	-	-	-	-	550	6,510	220	2,420
27	-	-	-	-	630	7,430	240	2,630
28	-	-	-	-	710	8,390	270	3,000
29	-	-	-	-	800	9,400	280	3,200
30	-	-	-	-	860	10,240	320	3,640
31	-	-	-	-	950	11,320	340	3,930
32	-	-	-	-	1,040	12,400	370	4,300
33	-	-	-	-	1,130	13,410	410	4,730
34	-	-	-	-	1,220	14,510	440	5,150
35	-	-	-	-	1,300	15,540	480	5,690
36	-	-	-	-	1,390	16,650	530	6,270
37	-	-	-	-	1,480	17,730	590	6,940
38	-	-	-	-	1,580	18,860	660	7,710
39	-	-	-	-	1,670	19,900	730	8,630
40	-	-	-	-	1,740	20,750	820	9,810
41	-	-	-	-	1,820	21,630	930	11,160
42	-	-	-	-	1,880	22,390	1,090	12,900
43	-	-	-	-	1,920	22,960	1,240	14,730

発 効 時 年 齢	がん特約治療 50 万円型				がん特約治療 100 万円型			
	女性		男性		女性		男性	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
44	-	-	-	-	1,990	23,740	1,410	16,900
45	-	-	-	-	2,050	24,560	1,650	19,590
46	-	-	-	-	2,150	25,660	1,880	22,450
47	-	-	-	-	2,240	26,780	2,160	25,860
48	-	-	-	-	2,360	28,160	2,480	29,620
49	-	-	-	-	2,480	29,640	2,800	33,490
50	-	-	-	-	2,610	31,260	3,150	37,590
51	-	-	-	-	2,770	33,100	3,510	41,920
52	-	-	-	-	2,960	35,180	3,870	46,320
53	-	-	-	-	3,120	37,350	4,280	51,020
54	-	-	-	-	3,290	39,340	4,680	55,810
55	-	-	-	-	3,440	41,100	5,080	60,690
56	-	-	-	-	3,590	42,770	5,510	65,740
57	-	-	-	-	3,700	44,160	5,930	70,830
58	-	-	-	-	3,790	45,320	6,390	76,110
59	-	-	-	-	3,910	46,720	6,910	82,510
60	2,035	24,365	3,805	45,330	4,030	48,190	7,560	90,130
61	2,105	25,180	4,165	49,665	4,170	49,820	8,310	98,890
62	2,180	26,065	4,585	54,645	4,320	51,610	9,130	108,740
63	2,265	27,055	5,055	60,185	4,490	53,580	10,080	119,840
64	2,365	28,250	5,590	66,490	4,700	56,020	11,150	132,440
65	2,495	29,740	6,195	73,550	4,950	59,010	12,350	146,630
66	2,640	31,480	6,860	81,415	5,240	62,430	13,680	162,320
67	2,805	33,435	7,590	90,050	5,560	66,350	15,140	179,570
68	2,995	35,655	8,400	99,505	5,940	70,780	16,760	198,490
69	3,185	37,970	9,280	109,760	6,330	75,410	18,510	219,000
70	3,905	46,360	12,875	151,545	7,770	92,200	25,700	302,590

(3) がん特約治療共済金 2 倍型

発 効 時 年 齢	がん特約治療 200 万円型			
	女性		男性	
	月払	年払	月払	年払
18	330	3,580	190	2,030
19	370	4,070	210	2,180
20	420	4,710	210	2,290
21	460	5,320	230	2,410
22	540	6,250	230	2,530
23	610	7,110	260	2,800
24	710	8,240	280	3,040
25	810	9,420	310	3,350
26	900	10,650	330	3,680
27	1,030	12,120	360	4,070

発 効 時 年 齢	がん特約治療 200 万円型			
	女性		男性	
	月払	年払	月払	年払
28	1,160	13,710	390	4,460
29	1,290	15,340	430	4,980
30	1,400	16,750	490	5,580
31	1,560	18,600	510	5,990
32	1,710	20,320	560	6,610
33	1,840	21,980	620	7,270
34	1,990	23,810	690	8,110
35	2,140	25,560	760	8,950
36	2,290	27,370	840	9,930
37	2,440	29,150	920	10,940
38	2,600	31,020	1,030	12,200
39	2,730	32,670	1,150	13,720
40	2,850	34,140	1,320	15,690
41	2,990	35,540	1,500	17,940
42	3,070	36,730	1,750	20,690
43	3,160	37,700	1,980	23,670
44	3,250	38,930	2,280	27,240
45	3,370	40,260	2,640	31,520
46	3,520	41,970	3,040	36,220
47	3,650	43,760	3,490	41,680
48	3,850	45,890	4,000	47,710
49	4,040	48,210	4,520	53,990
50	4,250	50,780	5,070	60,620
51	4,480	53,680	5,650	67,620
52	4,770	56,920	6,260	74,830
53	5,050	60,350	6,920	82,460
54	5,300	63,500	7,560	90,310
55	5,540	66,310	8,240	98,360
56	5,770	68,930	8,950	106,730
57	5,950	71,160	9,640	115,240
58	6,100	73,060	10,400	124,060
59	6,300	75,250	11,280	134,580
60	6,480	77,560	12,330	146,870
61	6,710	80,080	13,520	160,890
62	6,940	82,840	14,820	176,550
63	7,180	85,830	16,310	194,030
64	7,490	89,430	17,990	213,850
65	7,850	93,740	19,890	236,070
66	8,280	98,620	21,960	260,650
67	8,720	104,160	24,260	287,630
68	9,250	110,360	26,780	317,130
69	9,810	116,820	29,520	349,200
70	11,820	140,200	40,770	479,920

4. 65歳以上専用年満期型における共済契約の型の共済掛金額

(1) 2013年9月1日以前に発効する65歳以上専用年満期型

(2013年9月2日以後に更新する共済期間5年の65歳以上専用年満期型を含む)

発効時年 齢	払込方法	1型		3型		5型	
		女性	男性	女性	男性	女性	男性
65	月払	1,507	2,224	4,095	5,760	6,825	9,600
	年払	17,809	26,115	48,405	67,632	80,675	112,720
70	月払	1,842	2,684	4,989	6,894	8,315	11,490
	年払	21,735	31,404	58,878	80,676	98,130	134,460
80	月払	3,483	4,790	9,186	11,982	15,310	19,970
	年払	40,711	55,047	107,370	137,718	178,950	229,530

発効時年 齢	払込方法	医療2型		医療3型		医療5型	
		女性	男性	女性	男性	女性	男性
65	月払	2,304	2,928	3,385	4,240	5,547	6,864
	年払	27,248	34,375	40,035	49,777	65,609	80,581
70	月払	2,789	3,438	4,094	4,964	6,704	8,016
	年払	32,925	40,248	48,333	58,116	79,149	93,852
80	月払	4,861	5,600	7,081	8,002	11,521	12,806
	年払	56,817	64,389	82,765	92,013	134,661	147,261

(2) 2013年9月2日以後に発効する65歳以上専用年満期型

発効時年 齢	払込方法	1型		3型		5型	
		女性	男性	女性	男性	女性	男性
65	月払	-	-	3,483	5,808	5,555	9,435
	年払	-	-	40,683	67,812	65,335	110,555
70	月払	-	-	4,170	7,047	6,705	11,500
	年払	-	-	48,798	82,044	78,860	134,265
80	月払	2,956	4,982	6,645	11,355	10,825	18,685
	年払	34,101	56,959	77,445	130,710	126,600	215,380

発効時年 齢	払込方法	医療2型		医療3型		医療5型	
		女性	男性	女性	男性	女性	男性
65	月払	1,840	2,711	2,473	3,669	3,737	5,584
	年払	21,186	31,351	28,729	42,659	43,819	65,270
70	月払	2,132	3,185	2,886	4,322	4,393	6,595
	年払	24,646	36,827	33,594	50,205	51,494	76,956
80	月払	3,061	4,841	4,160	6,600	6,352	10,126
	年払	35,419	55,620	48,366	76,116	74,259	117,112

5. 65歳以上専用歳満期型における共済契約の型の共済掛金額

(1) 被共済者の性別が男性の場合における共済契約の型

共済契約の型	男性1型	男性2型	男性3型	男性4型	男性5型
月払	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000

(2) 被共済者の性別が女性の場合における共済契約の型

共済契約の型	女性1型	女性2型	女性3型	女性4型	女性5型
性別	女性	男性			
月払	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000

(3) 被共済者の性別ごとの手術に関する特約（手術サポート特約）の型

共済契約の型	手術サポート型	
性別	女性	男性
月払	600	800

(4) 被共済者の性別ごとの基本契約の追加（死亡保障上乗せ特約）に関する型

共済契約の型	死亡保障上乗せ型	
性別	女性	男性
月払	600	1,300

(5) 特例加入制度における被共済者の性別ごとの共済契約の型

共済契約の型	特例加入女性 1型手術特約付	特例加入男性 1型手術特約付
月払	1,600	1,800

※65歳以上専用歳満期型については、年払の取扱いはありません。